

令和3年度 基幹型地域包括支援センター事業評価項目

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				◎○△	具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		○	運営方針等をファイリングして事業所内に整備するとともに職員ミーティング時に確認している。	○	運営方針等をファイリングし、職員が常に確認できるよう整備するとともに、月1回のミーティング時に確認している。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	○	事業計画の達成状況を毎月のミーティングで確認している。年間計画、職員担当表を作成し全員で進捗管理も行っている。計画は事業所内に掲示しいつでも確認できるようにしている。	○	評価表を活用して月1回のミーティング時に進捗状況を確認し、今後の役割分担等を検討するとともに、毎朝実施しているミーティング時にも進捗確認をしている。事業計画を掲示し常に職員が確認できるようにしている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	3(1)イ	○	条例遵守し業務遂行できている。事務員を配置し、専門職が後方支援に専念できるようにしている。	○	研修資料の準備や書類の整理を事務員が行うことで、三職種が専門的業務や話し合いの時間を確保することができ、効率的にセンターを運営できている。
	公正・中立性の確保	支援センター職員が業務を進めるにあたり、公正・中立でなければならないことを理解している	3(1)エ	○	支援センターの担当を決めて支援にあたっている。全センターに偏りのない支援をするため、支援内容は全職員で検討し進めている。	○	すべてのセンターに対して公正に支援を行っている。また、職員間での情報共有は都度行っている。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)オ	○	個人情報の取り扱いは、法人の個人情報保護規程を遵守している。事業所内は施錠とセコム管理を行っている。	○	規定が整備され適切に行っている。
	苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	○	法人の苦情解決実施規程に従い、苦情解決担当者等を配置し報告手順を決めている。	○	規定が整備され適切に行っている。
全体	事業計画の確認	各支援センターが策定した事業計画の進捗状況を確認できるよう支援し、適宜助言を行っている		○	各支援センターの事業計画をもとに支援計画を立て、進捗状況や達成状況の確認を継続して実施している。	○	各センターの事業計画をヒアリングし、センターに対して助言内容と今後のスケジュールをまとめた支援計画を作成し、支援計画に基づきセンターの支援を実施している。
介護予防 ケアマネ ジメント業 務	業務推進の指針	<b>春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。</b>					
	事業目標	支援センター職員が春日井市介護予防ケアマネジメントマニュアルに従い、適切に介護予防サービス・支援計画書の作成ができるよう支援する。また、高齢者自身が積極的に介護予防に取り組み自己管理できる体制を作る。			・新規職員向け介護予防ケアマネジメント研修開催の支援を行い、利用者視点かつ介護予防に目をむけたセルフマネジメントができるような目標の設定と三職種の意見を踏まえたケアプラン作成の理解を促した。		新規職員向けに保健師研究会でケアマネジメント研修の開催を支援した。三職種で検討できるようにグループ編成を工夫するよう助言した。また、介護報酬改定に伴いマニュアルの見直し、修正を行った。
	後方支援	各支援センターが自立支援に向けたケアマネジメントの共通理解を促している	3(2)	○	・プラン作成において三職種の意見を記録し、各包括にあった方法で活用できるように助言した。 ・包括職員が医療面で必要なアセスメントができるように疾患別聞き取りポイントシート作成の支援をしている。 ・昨年度新様式にしたケアマネジメントCIについて、使用後の振り返りの機会を設け、高齢者本人が意欲的かつ継続的に介護予防に取り組めるようなプラン作成を促した。 ・保健師による疾患の理解とICF思考を踏まえたプラン作成を事業目標として重視している包括に出向き、自立支援や予後予測の視点が持てるよう助言を行った。	○	三職種の意見の記録方法や記録の活用方法をセンターに提案、助言している。 医療職以外が医療種でのアセスメントを適切に行うことができ、適切な介護予防ケアマネジメントが実施できるように疾患別聞き取りポイントシート作成を支援している。 一部のセンターが自主的に行う勉強会の企画や運営方法を助言し支援している。
	総合調整	各支援センターがケアマネジメントを行う上で確認や共有が必要な事項を市に報告している。	3(2)	◎	・高齢者が日常生活の活動を継続的に行い、意欲的に介護予防に取り組み、自己管理ができるようになるため、新たな介護予防手帳の作成を支援し、意見をまとめ市に提案している。 ・専門職カンファレンスにおいて、医療職として予後予測を意識した適切な助言ができるよう助言整理シートを作成し、事前に支援センターの助言者と内容の検討を行っている。経験が浅い職員にとっても助言がしやすいように工夫している。 ・各包括から寄せられたケアマネジメントに関する意見について必要に応じて市に確認し、研究会でフィードバックしている。	○	既存の介護予防手帳の活用状況を把握し、保健師研究会でより活用しやすい新たな介護予防手帳の作成支援を行い、市へ提案している。 専門職カンファレンスの助言者となった保健師が適切な助言ができるよう助言整理シートを作成し、支援している。カンファレンス時、経験が浅い職員が助言できるよう発言の機会を促すなど工夫して支援している。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				◎○△	具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	支援困難ケース対応において、支援センターが関係機関と相互連携し、適切に対応が行えるよう支援する。また、支援センターが、災害等が発生した場合でも業務継続可能な体制を整えられるよう支援する。		◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>各支援センターの支援困難ケースには、必要に応じて同行訪問やカンファレンスへの同席により適宜助言や提案を行っている。</li> <li>支援センターに対して適切な助言提案ができるよう相談援助のスキルアップや相互理解を深めることを目的として、基幹しゃきょうや自立支援コーナーに職員の派遣研修を行った。また職員が自身で学び、講師として発表する六部研修も行い、研修の企画や実施などに必要なスキルを身につける機会を設けた。</li> <li>災害時に備え、BCP計画を策定した。また各支援センターに緊急時における対応方法を周知し、連絡体制の確認を行った。計画等については、ファイリングし事務所に設置している。</li> <li>認知症初期集中支援チームについては、サポート医にも参加を依頼し支援センター対象に勉強会を行った。また、広報(社協だより)を用いて周知啓発を行ったことにより相談が入っている。電話の専用回線を開設し対象者家族と連携を密にするための体制を整えた。関係機関に協力の依頼を行い、医療や介護の支援に繋がった。</li> </ul>	◎	<p>事例に応じて対応する職員を決めセンターに助言等を行っている。</p> <p>10月より法人内の他機関へ3日間程度派遣研修を行っている。他機関の機能について学ぶ機会となっており、複合的な問題を抱える世帯への後方支援を行う際に役立つ効果的な取組みとなっている。</p> <p>災害時に備え基幹包括でBCP計画を策定している。また、災害時にセンターの支援が継続して実施できるよう連絡先をセンターに確認し、基幹包括の対応方法をセンターに伝えている。</p> <p>認知症初期集中支援チームの役割等を周知するためセンター職員を対象にサポート医も参加する研修を実施した。</p>
	後方支援	各支援センターが担当地域の実情に応じたネットワークの構築と見える化できるよう支援を行っている	3(3)ア	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>各支援センターに地域資源の見える化としてツール作成の提案やその配布や啓発手段について助言している。地域福祉コーディネータと情報を共有し、更新の手間も考慮しながら継続した活用ができるように検討している。</li> </ul>	○	センターがマップ等を作成する際は、更新の手間等を考慮し助言し支援している。
	総合調整	重層的な支援体制の構築に向け、支援センターが行っている相談・参加・地域づくりの支援を市や他の福祉機関が理解するよう取り組んでいる	3(3)ウ	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>重層的支援体制の構築に向けた専門職研修への企画、実施を支援し、多機関に支援センターの業務や取り組みを伝え、相互理解を促した。また支援センターが重層的支援の中心的役割となることを見据え、支援センターが適切に多機関との連携支援ができるよう主要機関と協働し、相談票や連携先一覧表を作成し、活用を進めている。</li> </ul>	◎	多機関で事例を協議する際のシートを法人内の他機関とも検討し作成した。また、センターが他機関と連携する際に迷いが生じた際に相談内容ごとに連携先がわかるよう一覧を作成し、今後センターで複合的な問題を抱える世帯の支援を円滑に進めることができる非常に効果的な取組みとなっている。
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	円滑で効果的な虐待対応体制の構築に向け、現状の高齢者虐待対応マニュアルの見直しを行う。また、進捗管理を行い支援センターが対応マニュアルに沿った対応ができるよう支援する。支援センターが消費者被害を未然に防止する取組を行えるよう支援する。		◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑で効果的な虐待対応の構築と帳票作成効率化のため、高齢者虐待対応マニュアルと帳票の見直しを市へ提案した。</li> <li>消費者被害防止のため警察と連携を図り、支援センターが消費者被害を未然に防止する取組を行えるよう、情報提供した。</li> <li>支援センターが、中核機関である権利擁護センターと協働できるよう、社会福祉士研究会にて7月21日に権利擁護センターとの連携研修を開催し、弁護士勉強会にて11月18日に支援センターが権利擁護センターと連携した事例を用いて、勉強会を開催した。</li> <li>社会福祉士研究会にて、コロナ禍でも外部講師を招いての研修が行えるよう調整し、Zoomにて開催した。</li> <li>昨年度、社会福祉士研究会にて作成した、介護サービス事業所向けの高齢者虐待対応研修DVDを、居宅連に登録している全サービス事業所に、各支援センターが配布できるよう支援した。</li> </ul>	◎	<p>高齢者虐待対応の際、帳票作成の効率化とともに、センター職員が何をすべきかを自ら考えることができるよう新たな帳票様式を市へ提案した。2か月間使用したのちアンケートを実施し意見を聴取を行う予定としている。</p> <p>高齢者虐待の早期発見、早期対応のため、研修DVDをセンター職員とともに作成し、配付した。</p> <p>春日井警察へ出向き、消費者被害についての情報を収集し、センターへ情報提供することで、センターが消費者被害の防止の取組みができるよう支援している。</p> <p>コロナ禍でもセンター職員が研修を企画、実施できるようオンラインでの開催を支援した。</p>
	後方支援	高齢者虐待及び支援困難事例に対し、各支援センターの支援方針を確認している	3(4)アウ	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待通報の一覧表での進捗管理を継続し、評価時期や支援の進捗状況を支援センターと確認することで、高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応が行えるよう支援している。</li> <li>虐待の再発防止のため、最終半年後にセンターに状況確認を行っている。</li> <li>支援困難事例について、解決策の提案や同行訪問を行っている。また、全ケースを全職員が把握し、情報共有や意見を出し合い、支援センターの支援を行っている。</li> </ul>	○	<p>全ての事例を一覧で管理し、支援方針と経過を各センターに確認して高齢者虐待マニュアルに沿った対応を行うことができるよう支援するとともに、虐待最終後も再発防止のための状況確認を行っている。</p> <p>センターから相談があった支援困難事例について、対応する職員を決め必要に応じて同行訪問等行い支援している。また、全職員で全ての事例の情報を共有し、適切なセンターへの支援ができるよう意見交換をし取り組んでいる。</p>
	総合調整	虐待の判定及びコア会議開催が効率的に行われるよう、市とセンターの意見を調整している	3(4)イ 2	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>10月28日に虐待対応研修を開催。11月1日より改定マニュアルと帳票を使用し、支援センターが統一した虐待対応ができるよう支援し、帳票作成の負担軽減、コア会議開催の効率化を図った。</li> </ul>	◎	虐待の判定及びコア会議が効率的に実施できるよう帳票の見直しについて市へ提案し、また、センター職員が新たな帳票を迷いなく使用できるよう研修を実施し、センター職員が虐待対応について正しく理解し、帳票作成及びコアメンバー会議を効率よく行うことができる非常に効果的な取組みとなっている。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				◎○△	具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的ケア マネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャーが多様な期間と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	支援センターの主任介護支援専門員が、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の支援ができる体制づくりを行う。		◎	・居宅介護支援事業所の介護支援専門員、主任介護支援専門員が資格を維持できるよう更新要件に見合った研修計画の立案、実施を各支援センターの主任介護支援専門員と行った。 ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員が効率的に連携が図れるよう支援センターに「かすがいねっと連絡帳」の活用について好事例を情報共有した。また重層的支援の主要となる機関に活用の説明をし、登録を促進。ICTを活用した連携体制の整備を行った。 ・支援センター以外の研修への企画実施や講師等、適宜支援を行っている。	○	かすがいねっと連絡帳を活用したケアマネジャーとの情報共有や研修の好事例センターへ伝え、ICTを活用した連携体制構築に向けて支援している。民生委員等地域住民から依頼があった際は講師として出向き、センターへ研修資料を必要に応じて提供している。
	後方支援	各支援センターの役割を調整し、介護支援専門員が必要とする研修を計画的に実施できるよう支援している	3(5)イ	◎	・介護報酬改正年度であったため、介護・高齢福祉課と協働してQ&Aを作成した。作成にあたっては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が日々の業務において抱える課題を抽出し、ズレのない情報提供ができるように助言提案をした。 ・コロナ禍においてもできる限り対面での開催を目指し、研修を通じたスキルアップはもとより、介護支援専門員同士の関係づくりを重視して実施の調整を図った。 ・コロナ感染状況に応じて、開催日や会場、内容の変更など速やかに調整し、年間予定通りに研修を実施することができた。	○	介護・高齢福祉課と協働してケアマネジメントを行う際のQ&Aを作成のため主任ケアマネ研究会でケアマネジャーに対してアンケート実施し日々の業務において抱える課題抽出する等支援を行った。介護支援専門員同士の関係づくりのため、対面での研修が実施できるように会場を広い所へ変更するなど工夫した。また、主任介護支援専門員の更新要件にあてはまるよう研修内容を検討している。
	総合調整	介護支援専門員が医療機関と連携できるよう、在宅医療介護サポートセンターと連携して課題と解決策を検討している。	3(5)ア	○	今年度から毎月の調整会議に在宅医療介護サポートセンターが出席し、支援センターとの情報共有ができるようにした。地域課題に対して医師が参加し助言提案した事例の情報提供や介護支援専門員への医療連携研修への協力等を通して、医療と介護の相互理解を図り、スムーズな連携につながるよう支援した。	○	在宅医療・介護サポートセンターが調整会議に出席できるよう調整し、センターとの連携について支援した。
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組を検討する。					
	事業目標	地域包括ケアシステムの深化のため、支援センターが開催する地域ケア会議の質の標準化を図る。支援センターと地域福祉コーディネーターが、連携できる体制づくりを行う。		◎	・各支援センターの事業計画を把握し、地域福祉コーディネーターと連携支援している。地域協議会の支援においては、次回につながる課題が集約できるように見通しを立て、出席者の選定など細部に渡る助言を行っている。 ・地域ケア会議で創設された取り組み発表会を開催し、包括支援センターが地域住民と関わる機会をつくるとともに、地域支援の重要性の理解を住民に深めることができるようにした。	○	センターが地域ケア会議を実施する際必要に応じて企画の段階から地域福祉コーディネーターと連携し支援している。地域ケア会議から創設された取組についての発表会を開催し、市全域で創設された取組を共有できる機会となるよう支援している。
	後方支援	支援センターが、他のセンターの効果的な地域ケア会議の企画運営を学ぶ機会を設けている	3(6)	○	・調整会議において、他の支援センターの取り組みを学ぶ機会を設けている。コロナ禍でも効果的に地域ケア会議が開催できる方法を支援センターと検討し進めている。	○	オンライン開催や書面開催、対面での開催等地域ケア会議が効果的に実施できるようセンターからの相談に応じ、助言し支援している。
	総合調整	支援センターと地域福祉コーディネーターが連携し、地域が主体となる取組の創設を図るよう調整している。	3(6)	○	・毎月、地域福祉コーディネーターと情報交換を行っている。それ以外でも進捗状況の確認と具体的支援の検討を適宜行っている。	○	毎月地域福祉コーディネーターと情報共有の場を設けている。また、各センターが地域福祉コーディネーターと連携できるよう適宜双方への助言を行う等支援している。

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

以下市が記入

特記事項

令和3年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：春日井市地域包括支援センター坂下

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		○	・年度初めに全職員に運営方針等を配布し、センター内会議時に確認をしている。又、ファイルに保管し事務所内で常に確認できるようにしている	○	年度初めに全職員に運営方針を配付するとともにファイリングし、常に確認できる体制となっている。また、センター内会議で内容の確認をしている。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	○	・策定した事業計画を全職員に配布。年間計画表、職員分担表、具体的な取り組み内容等を作成。毎月のセンター内会議で進捗を確認している	○	年間予定表等を作成し業務ごとに担当を決め、毎月のセンター内会議で進捗確認をしている。また、計画等はファイリングし、職員が常に確認できる体制となっている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している 地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している	3(1)イ	△	・人員基準については11月より3職種のうち保健師または看護師の基準を満たせていないが、R4年1月に満たせる見込みとなっている。	△	条例に規定する人員基準及び人員配置評価基準を遵守できていない期間があった。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	○	・当センター発行の通信を区会、町内会、自治会の回覧板で回覧していただく他、公共施設に設置。新聞店作成の広報誌に毎月包括からのお知らせを掲載、ホームページからも相談を受付けている。	○	センターの便りを公共施設等に設置・配布し、町内会等に回覧することで広く周知している。職員の名刺にメールアドレスを記載し、メールでの相談に対応することで地域住民や家族が相談しやすい体制づくりを行っている。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	○	・本人、家族の意思決定に必要な情報を提供。後期高齢者が増えており、相談者の理解力にあわせ段階を踏みながら支援を進め、必要に応じて関係機関にも同行し適切な支援につなげている。 ・業務の一部委託または居宅介護支援事業所を紹介する際も本人家族の意向を確認できうる限り添った支援に努めている。	○	相談があった際は、相手の理解度に応じた方法で説明し、理解ができていないか確認しながら本人が決定できるように丁寧に時間をかけ、適切に支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)オ	○	・個人情報を含む書類は施錠できる書庫に保管。 ・個人情報保護マニュアル、チェックリストを全職員に配布。年度初めのセンター内会議で記載内容を確認。 ・私用と業務用の鞆を分け個人情報の持ち出しを防いでいる。	○	センターで個人情報保護マニュアル及びチェックリストを作成し、毎年全職員に配付し、内容を確認している。
	苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	○	・苦情受付責任者を定め対応している。苦情があった場合、苦情受付簿に記録。職員間で展開し、改善を図っている	○	規定の様式に記録し、苦情受付責任者が適切に対応している。また、苦情内容は職員間で共有し、今後の対応に生かしている。
介護予防 ケアマネ ジメン ト 業務	業務推進の指針	<b>春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。</b>					
	事業目標	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出す働きかけや自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントの実施に努める。			・市のマニュアルを活用し、プランの目標や内容についてセンター内で随時検討。 ・運営に関する基準等ケアマネジメントに必要な知識の習得に努めた。		春日井市介護予防ケアマネジメントマニュアルを参考に適切な介護予防ケアマネジメントの実施ができるよう取り組んでいる。また、全職員でケアプラン原案の確認をしている。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 25 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 3 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 0.9 % ( 50 人/ 5775 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 8 件 ケアマネジメントC請求件数 5 件		
	介護予防ケアマネジメント	①全ての利用者の支援に対し三職種が確認した内容を記録している。	3(2)ア	◎	・朝礼で報告。新規のケースや経験年数の浅い職員が作成したプランについては、目標設定の適切さなど支援方法等を検討し記録している	○	ケアプラン原案を回覧し、全職員で意見を記入した後、朝礼で報告・検討している。検討内容の記録と修正前後のケアプランを1冊のファイルに保管し、その後の支援に生かせるようにしている。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位の事業所名:いきいき介護支援センター) [占有率:100%] 介護予防支援 (第1位の事業所名:春日井居宅介護支援事業所) [占有率:24.5 %]		第1号介護予防支援については、再委託件数が1件のため、100%となっている。
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	○	・毎月の実績報告書にてモニタリング状況を確認し必要に応じて電話にて担当者に状況確認や同行訪問をしている。	○	毎月の実績報告時に書面でモニタリング状況を確認し、必要に応じて電話や同行訪問している。
その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(2)		・プラン検討前にプラン原案を回覧し、アセスメント内容の確認や意図を確認し、検討日当日は個々がカナミックの画面を見ながら短時間で検討し効率的に行えるようにしている。	○	ケアプラン内容を検討する際、事前に全職員にケアプラン原案を回覧し内容の確認をすることで検討時間の短縮、業務の効率化を図っている。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。						
	事業目標	総合相談を実施しながら関係機関等とのネットワークの構築を図り、相談の入りやすい体制づくりを進めるとともに社会資源や住民ニーズを把握する。			・当センター発行の通信を自治会町内会の回覧板での回覧を依頼し相談窓口であることの周知を行った。 ・民生委員協議会の実施時に包括の周知と情報提供。民生委員の一人暮らし、高齢世帯調査時に当センターの黄色のカードを配布いただいている。		地区民生委員・児童委員協議会に年3回程度訪問しセンターの役割を伝えるとともに、連携強化のためにも学ぶ時間をつくっている。 新たに民生委員の調査対象になった人や、気になる人がいた際に渡してもらえるよう黄色のカードを配布し、依頼している。	
	数値目標	相談割合 計画 20 %	3(3)ウ		23.8 %	相談数 1372 / 高齢者数 5775		
	相談支援	①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	○	・関係機関の一覧を作成し種別毎にパンフレット等をファイリング、適時更新するとともに必要に応じ本人や家族、関係機関に情報提供をした	○	一部地域で関係機関の役割を明確にするためフロー図を作成する予定としている。金融機関や新聞店等にセンターの周知をし、気づいたことがあればセンターに連絡が入る体制を整えている。	
		②関係機関等から相談があった際、本人や家族の状況を確認し、相談のあった関係機関等に状況とその後の支援の役割を報告している。	3(3)イ	○	・関係機関等からの相談について、聞き取りまたは訪問で状況を確認するとともに相談元へ報告をしている。	○	関係機関からの相談があった際は、状況確認した後、対応内容を報告するとともに必要に応じて見守りなどの役割を確認している。	
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(3)		・初回は2人体制で訪問し課題把握と支援方針の見立てを行う。翌日の朝礼でカナミックの入力情報を確認しながら職員間で支援方針を共有。担当者以外でも対応できるようにしている。 ・土日祭日も包括職員が電話対応できる体制をとっている。	○	初回は2人で訪問し、本人や家族、関係機関からの相談に対して適切に対応できている。 朝礼時PC画面を確認しながら前日対応した事例の概要を共有することで、時間短縮・業務の効率化を図っている。	
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。						
	事業目標	高齢者虐待マニュアルに沿って、適切な対応と必要な制度につなぐ案内や支援を行う。消費者被害防止に向けた啓発を行う。			・市の虐待マニュアルを全職員に配布。ファイリングして常に確認できるようにしている。 ・適切な対応ができるように虐待対応のDVDを全職員が確認し全職員が事実確認や帳票作成などもできる体制をとっている。 ・居宅のケアマネや病院のリハビリ職、在宅サービスの相談員を対象に、地域内の特定事業所加算を算定している居宅介護支援事業所や医療機関と合同で、虐待防止のための研修を企画、実施した。		全職員が虐待対応DVDを視聴し適切な対応ができるよう学ぶ機会を設けている。また、虐待対応マニュアルを配付し、帳票作成時等に各自確認している。	
	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア		100 % ( 7 件 / 7 件 )		○	
	虐待対応・養護者支援	虐待対応の終了後も再発を未然に防止する取り組みを行っている。	3(4)ア	◎	・養護者に必要な支援を支援計画に基づき関係機関と協力し、役割分担しながら対応している。 ・進捗表で管理し、終了後のモニタリング時期までに状況確認。	○	虐待対応確認表を作成し、終了後のモニタリングまで進捗管理し、再発防止に取り組んでいる。確認表は朝礼の記録簿にファイリングし、常に確認できるようにしている。	
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	・適時、高齢者障害者権利擁護センターを紹介。本人、家族、関係者への情報提供をしたり、同行訪問など必要に応じた方法でつないでいる	○	地区民生委員・児童委員協議会で高齢者・障がい者権利擁護センターと協働し成年後見制度等の理解を促す研修を実施し、成年後見制度の周知啓発を支援している。	
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	○	・当センターの通信で被害防止の啓発活動したほか、居宅介護支援事業所のケアマネジャーと同行訪問。民生委員や地域住民に通話録音装置などの紹介や啓発のステッカー紹介し被害防止に努めた。	○	センターの便りに消費者被害に関する記事を掲載し、広く周知している。また、ケアマネジャーからの権利擁護に関する相談に対し、必要に応じて同行訪問する等対応している。	
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(4)		世帯への支援として高齢者以外の家族の課題についても自立支援相談コーナーや障がい者生活支援センターなど適切な相談先を紹介し、家族の支援につなげた	○	養護関係にない等虐待の事実なしとした事例についても根本的な解決に向けて必要な支援を検討し、関係機関と連携し対応している。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的 ケアマネジメント 業務	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャーが多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	電話や面談等による介護支援専門員への個別の支援を行う。かすがいねっと連絡帳を活用し、情報共有や抱える課題、ニーズの把握に努め介護支援専門員が支援しやすい体制づくりに取り組む。		◎	・ケアマネが随時相談ができるように電話、メール、かすがいねっと連絡帳などで相談を受け付けし、随時相談対応をしている。居宅に引き継いだ後も継続的な支援が必要な方についてはケアマネと支援方法を相談しながら同行訪問などのフォローをしている。 ・主任ケアマネ研究会にて居宅介護支援事業所の管理者向けの研修の企画、運営をおこないセンター内でも共有をした。 ・コロナ禍で中断しかけた介護者の自主的な集まりの場の運営支援をおこなうことで介護者の孤立を防ぐ取り組みをした。	◎	電話等によりケアマネジャーからの相談を随時受け付け、必要に応じて同行訪問する等支援している。介護者が自主運営する交流会が、コロナ禍のため喫茶店で開催できない間はセンターの施設内で会場を提供し、運営支援をした。介護が終わった方や当事者も参加する場となっており、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるような取組みの支援をしている。
	包括的・継続的なケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	◎	・担当地区内の居宅介護支援事業所とかすがいネットのグループを活用し情報交換や介護になったケースの引継ぎをおこなった。	◎	ケアマネジャーに必要な情報を共有する場としてかすがいねっと連絡帳を活用している。また、かすがいねっと連絡帳で個別事例を多様な機関で情報共有できるよう支援し、介護支援専門員がICTを活用し多職種で連携できる非常に効果的な取組となっている。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修の開催や企画への参画を行っている。	3(5)イ	◎	介護支援専門員からの相談をきっかけに、圏域内の全居宅介護支援事業所とともにBCPIについて学ぶ勉強会を行った。今後も継続的に開催し、BCP作成の支援、感染症対策等の委員会の支援などを行っていく。	○	医療機関が実施する研修に地域の主任ケアマネジャーとともに参画し、更新要件を満たすことができるよう企画やファンリテーターの参加を調整した。BCPIについてなど地域の居宅介護支援事業所の運営が継続できるよう研修を実施している。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(5)	◎	・コロナ禍で医療機関への立ち入りが制限される状況下でも、介護支援専門員が入退院支援がスムーズにできるように医療機関との調整に取り組んだ。	○	医療機関の相談員に、退院時の支援がスムーズにできるよう入院患者の在宅での様子や介護保険制度について繰り返し説明している。
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う課題解決の取組を検討する。					
	事業目標	地域特性や地域住民のニーズを把握し、当該地域に必要な資源や取組を住民とともに考える		◎	認知症のある高齢者世帯の個別ケースを中心に地域ケア会議への展開を地域協議会で紹介し、地域課題を共有した。そのことにより参加者が地域ケア会議の目的や意義を認識し、主体的に参加できたことで新たな地域課題についても共有ができた。	◎	主体的に会議に参加してもらえるよう取組みの報告を参加者にしてもらう等会議の運営方法を工夫している。
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 1回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)	◎	地域ケア個別会議開催回数 0回 地域ケア会議開催回数 1回 地域協議会開催回数 1回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 1回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 1個	◎	
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	○	・地域ケア会議実施後、報告書にまとめ参加者全員に配布。次回の開催予定や今後の進め方について地域福祉コーディネーターと連絡を取りながら伝えている。	○	会議後、検討事項や決定事項を報告書にまとめ参加者へ配付している。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している	3(6)ウ	◎	かすが台のシニア見守り隊の代表者に出席を依頼し、実際の取り組みの様子を地域の皆様に展開。グループ検討にも参加いただき他の地域の参考にしていただいた。地域の特徴等考慮したグループで話し合いをしていただいた。	○	地域住民に取組みの発表をってもらうことでより共感してもらえるよう工夫した。また、多くの意見を参加者が表明できるよう感染対策を講じた上でグループでの話し合いの時間を設けた。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(6)	◎	・コロナ禍での対面での開催にあたり開催時期を見極め、感染対策をとり地域の体育館で開催。会場に出た意見をまとめ、スクリーンに映し出すなどの工夫をした。	○	感染対策として広い会場で開催したため、スクリーンにパソコン画面を映し出し、参加者からの意見を共有できるよう工夫した。

※ 具体的な取組

以下市が記入

特記事項

令和3年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：地域包括支援センター高森台・石尾台

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
				具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		○	実施要項・運営方針等を各自に配付し、確認できるよう取組んだ。	○	年度当初の包括会議で配付し全職員で内容を確認し、常に確認できる体制となっている。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	○	毎月の包括会議で進捗状況を確認している。	○	毎月の包括会議で進捗状況を担当者から報告し、全職員で確認、記録している。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	3(1)イ	△	一時、三職種が満たない期間があったが、現在は規定の人員基準を遵守している。	△	条例に規定する人員基準及び人員配置評価基準を遵守できていない期間があった。
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している					
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	○	既存の包括のチラシの配付・設置先に加え、新たな配布先の追加や地域機関誌に寄稿することで地域住民の目に留まる機会を増やした。	○	担当圏域内の医療機関、商店等にセンターの案内チラシの設置を依頼し、周知・啓発を行っている。近隣の公共施設が発行している機関紙にセンターの案内や制度を紹介することで広く周知している。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	○	自己決定できるようホームページを活用し複数情報を提供している。	○	ホームページ等を活用し、対象者が自らの意思で決定できるよう支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)オ	○	個人情報に関する法人の規定等に則り管理している。個人情報に関する書類等は施錠できる場所にて保管している。	○	個人情報に関する法人の規定に基づいて適切に管理・保管している。
苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	○	苦情受付・解決責任者を定め、対応記録を残している。年2回法人の苦情解決委員会に報告している。	○	苦情内容、対応を記載するよう報告手順を定め、適切に行っている。	
介護予防 ケアマネ ジメン ト業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを実施する。			簡易版課題整理総括表を活用しながら改善に向けて三職種で予後予測を行うことで、具体的な自立支援の取り組みに繋げている。包括会議内で、ケアマネジメントの勉強会を行っている。		センターで作成している介護予防ケアマネジメントマニュアルを基に保健師が講師となって勉強会を実施し、センター職員の資質向上に取り組んでいる。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 0.93 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 35 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 21 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 0.7 % ( 68 人/ 9295 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 17 件 ケアマネジメントC請求件数 10 件		
	介護予防ケアマネジメント	①全ての利用者の支援に対し三職種が確認した内容を記録している。	3(2)ア	○	三職種で初回のケアプラン原案を確認し、そこから挙がってくる意見を基にプラン修正や担当者会議で実施方法等を提案している。	○	ケアプラン原案に簡易版課題整理総括表を添付して回覧し、項目ごとに課題と改善見込みを確認しながら三職種で支援内容を確認している。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		第1号介護予防支援 春緑苑居宅介護支援事業所 (第1位の事業所名) [占有率 50%] 介護予防支援 ケアプランセンターくすみ ケアプラン絆 (第1位の事業所名) [占有率 43.9%]		
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	○	毎月の実績報告から計画通り実施できているのか確認し、「不調」の際は状況確認し、実施に向け計画の修正含め提案している。	○	毎月の実績報告時に書面にて実施状況を確認し、「不調」の際は直接連絡し、必要に応じて計画の修正等の提案をしている。
その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(2)		フォーマル・インフォーマル情報を電子化・リスト化することで、多様なサービスを可視化した。計画に沿って生活機能を改善させ元通りの生活を送れるよう取り組んだ。	○	電子化したことで、PC上で必要な情報を共有し印刷でき、関係機関や家族に必要な情報をメール等送付できる取組みとなっている。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	地域のネットワークを活かした総合相談を実施する。		地区で行われている会議に出席し情報収集・情報提供を行っている。情報収集した内容はセンター内で共有し、総合相談に繋げている。地域ネットワークから総合相談の連絡を受けた場合、対応した内容等を先方に報告し、継続的な関係構築ができるよう努めた。チラシ設置個所を増やし周知し、配付リストを元に横のつながりを見える化した。新たな団体とのネットワークを作った。		既存の見守りネットワークに新たに新聞店や電器店などが増えたため、マップおよび一覧に追加し、見える化している。総合相談についてのマニュアル、対応方法をまとめたものを作成し、毎月の包括会議で研修を実施し、職員の資質向上に取り組んでいる。	
	数値目標	相談割合 計画 44.2 %	3(3)ウ	23.7 %	相談数 2199 / 高齢者数 9295		
	相談支援	①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	○	見える化した地区マップを連携先の関係者に提示できるよう電子化し管理している。	○	センターの案内チラシを設置している社会資源を掲載したマップを作成し、配付している。また、センター便りにもマップについて掲載し、連携する者に提示している。
		②関係機関等から相談があった際、本人や家族の状況を確認し、相談のあった関係機関等に状況とその後の支援の役割を報告している。	3(3)イ	○	3営業日以内に連絡をとり、状況確認を行い、関係機関に連絡後の関わりを報告している。	○	相談があった際は早急に対応し、状況確認後対応について相談者へ報告している。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(3)		フォーマル・インフォーマル情報の電子化を進め、情報を更新・管理しやすい体制を整え、見える化したリストを作成し居宅支援事業所に配付している。	○	収集した社会資源等を電子データで保存し、一覧にまとめている。一覧は担当圏域内の居宅介護支援事業所へ配付し、社会資源の活用を支援している。
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	高齢者虐待対応マニュアルに基づき、高齢者の権利が護られる支援を実施する。		通報があれば速やかに基幹型地域包括や市役所・関係機関等と連携を図り、高齢者の権利を護る対応をとった。虐待に関する研修に参加し、研修での学びを包括会議で共有し次回からの虐待対応に活かしていた。		高齢者虐待の通報受理後は関係機関と連携を図り対応している。また、毎月の包括会議で高齢者虐待についての勉強会を実施し、その後の虐待対応に生かしている。	
	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア	100 % ( 11 件 / 11 件 )		○	
	虐待対応・養護者支援	虐待対応の終了後も再発を未然に防止する取り組みを行っている。	3(4)ア	○	虐待対応終了後も、虐待対応管理表を活用し、一定期間を設けて生活状況等を確認している。	○	再発防止のため、終了後モニタリングを実施している。ケアマネジャーが支援している場合は連携し、再発を未然に防止できるよう情報共有している。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	出前講座や地域での集まりの際に、成年後見制度等を紹介することで活動の支援を図った。	○	地域の集まりの場に出向いた際に必ず成年後見制度について説明するようにし周知・啓発している。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	○	出前講座や地域での集まりの際に、チラシを配付することや、地域関係者に愛知県警の「すぐメール」の活用方法を提案することで、消費者被害を防げるよう取組んだ。	○	地域関係者に警察からの啓発チラシを配付し、「すぐメール」の活用を案内することで消費者被害を未然に防止する取り組みを行っている。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(4)		居宅支援事業所の管理者含めた担当ケアマネと情報共有含めた面談を行うことで、高齢者虐待防止の推進に取り組んだ。	○	虐待対応事例を抱えるケアマネジャーに管理者を含め面談し、担当するケアマネジャーが疲弊しないようフォローする体制作りを行っている。



	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的 ケアマネジメント 業務	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャーが多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	担当地域のケアマネジャーが、地域関係者と連携し包括的で継続的な質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整備する			見守り活動を行っている団体との意見交換の場を設け、お互いが情報交換・共有できる支援体制を整えた。		地域関係者とケアマネジャーが直接やりとりができるよう意見交換の場を設け、要介護者を含めた高齢者の地域での見守り体制の構築をしている。
	包括的・継続的なケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	○	地区社協・地区民生委員・コーディネーターとの意見交換の場を設けた。	◎	地域ケア会議を活用し、民生委員や地区社協の役員など地域関係者とケアマネジャーの意見交換の場を設け、互いの役割を理解するとともに、顔の見える関係を構築し、直接情報交換ができる非常に効果的な取組みとなっている。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修の開催や企画への参画を行っている。	3(5)イ	○	ケアマネ向け研修を企画・開催することで、資質向上につなげた。	○	主任ケアマネ研究会において、地域のケアマネジャーの資質向上を目的とした研修を企画し、実施した。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(5)		担当ケアマネ・包括担当・両事業所管理者の4者で面談を行い、ケアマネの心理的・業務的負担を減らし、事業所のフォロー体制強化を整えた。	○	虐待対応事例を抱えるケアマネジャーに管理者を含め面談し、担当するケアマネジャーが疲弊しないようフォローする体制作りを行っている。
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	参加者が主体的に課題解決を図れるよう地域ケア会議を運営し、参加者が主体的に取り組める活動の創設を図る。			包括会議時に勉強を行う等、地域ケア会議運営について理解を深め、コーディネーターと情報交換を行いながら地域関係者とのアプローチ方法を検討した。参加者が主体的に継続できるよう取組んだ。		毎月の包括会議で社会福祉士が講師となり企画から当日の運営についての進め方を学ぶ勉強会を実施し、職員の資質向上に取り組んでいる。
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 3回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 3回 地域ケア会議開催回数 4回 地域協議会開催回数 1回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 3回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 0個		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	○	会議参加者の意見を書面にまとめ配布している。前向きな意見の挙げた参加者に連絡を取り、今後の進め方について提案・共有している。	○	会議後検討事項、決定事項を書面にまとめ参加者に配付している。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している	3(6)ウ	○	参加者の意見を集約し配付することで、意見表明できる機会を設けた。	○	現在の住民互助活動を知ってもらい、アンケートに意見を記載する時間を設けることで参加者が意見表明できるよう開催した。昨年度と同様に会場参加以外にも当日の様子をDVDにし後日視聴できるよう開催方法を工夫している。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(6)		コーディネーターと連携し、地域関係者自身が横展開を図れるよう関わった。	○	地域協議会で紹介した取組みを担当圏域内の別の地域でも必要に応じて取組むことができるよう地域福祉コーディネーターと協働している。

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

以下市が記入

特記事項
------

令和3年度 地域包括支援センター事業評価票

地域包括支援センター名： 地域包括支援センター藤山台・岩成台

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
				具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		○	・年度初めに各職員に配布し内容を随時確認するようにしている。事務所内にはファイリングし保管している。	○	年度初めに全職員に配付し常に確認できる体制となっている。また、随時ミーティング時に振り返り内容を確認している。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を随時確認している	3(1)ア	○	・事業計画作成後は、各職員に配布し随時確認するようにしている。業務の分担を決定し年間のスケジュールを立て実施。ミーティング時に進捗状況を確認している。	○	事業ごとの担当者を決め、年間スケジュールを作成し週1回のミーティング時に進捗状況を確認している。年間スケジュールは事務室内に掲示し常に確認できる。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	3(1)イ	○	・人員配置については基準通り配置することができている。	○	条例に規定する人員基準及び人員配置評価基準を満たしている。
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している					
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	◎	・包括だよりを年4回発行し、近隣の医療機関や薬局、商店などに設置していただいている。また、出前講座時の配布やかすがいねっと連絡帳に近隣の医療機関や薬局、サービス事業所と情報共有の部屋を作成し、だよりなど包括からの情報を発信している。法人のホームページにもだよりを掲載しだれでも閲覧が可能な状況である。また、グルッポニュースに定期的に包括の記事を掲載したり今年度はコロナ禍につき自宅で行える運動や制度、サービスについても案内を行い、ニュータウンの小中学校や幼稚園、保育園、公共施設を中心に毎月21000部配布されている。そのためグルッポニュースをきっかけとした相談も増え総合相談へつながっていることや、利用者からも記事を毎月楽しみにしているなどの声も聞くことができた。	○	センター便りを担当圏域内の医療機関等高齢者が利用する場所へ配付するとともに、法人のホームページへの掲載している。また、かすがいねっと連絡帳に登録している医療機関や介護事業所へセンター便りを電子データで情報提供することで多くの人にセンターの役割を知ってもらう取組みをしている。グルッポニュースにコロナ禍において有意義な情報を掲載することで、手に取る人が興味を持って見てもらえるよう工夫し、センターの周知を図っている。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	○	・本人や家族の理解度に合わせた方法を考え相談に応じている。また本人が自身で決定しやすいように説明を行っている。	○	本人や家族の意向を確認後、複数の選択肢を提示して対象者が自分の意思で決定できるよう支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)オ	○	・個人のデスクや事務所のキャビネットはすべて施錠が可能で、事務所が不在の時はセコムをかけて管理・保管をしている。また法人内でも個人情報マニュアルを作成し職員にも周知している。	○	法人の規定をセンターに合わせて修正したものをマニュアルとし、職員が常に確認できるようファイリングし保管している。年度初めに全職員で確認している。
苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	○	・苦情の受付責任者を配置し対応。苦情がトラブルがあった場合は、包括内、法人へも報告し対応している。それらはマニュアルを作成し手順に従い記録をとるなど対応をしている。	○	苦情対応についてのマニュアルを整備し、報告手順を定め、適切に対応している。	
介護予防 ケアマネ ジメン ト業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	利用者自身とその家族が課題解決に向けた目標を認識し、意欲的に介護予防に取り組めるように、実施手順に従い介護予防ケアマネジメントを実施する。			・共通のアセスメント用紙を使用し、課題を分析することで利用者の状況把握したうえでミーティング時に意見交換し、療法士派遣や認知症初期集中支援チームの活用等の必要性を話し合っている。本人の目標を達成できる支援に努め介護保険だけでなく社会資源の活用も検討し提案できるようにしている。また、本人や家族の求めていることを明確にし目標を設定し支援に繋ぐことができた。		ケアプラン原案に共通のアセスメント用紙を添付し、三職種で内容を確認している。共通のアセスメント用紙を使用することで職員間の意見確認等が容易となるよう取組んでいる。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1.5 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 12 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 12 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.0 % ( 66 人 / 6832 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 7 件 ケアマネジメントC請求件数 13 件		
	介護予防ケアマネジメント	①全ての利用者の支援に対し三職種が確認した内容を記録している。	3(2)ア	○	・初回のケアプラン原案は三職種で確認し、意見などを確認しながら原案を再度見直し作成を行っている。	○	アセスメント用紙等とケアプラン原案を三職種で確認し、意見を記載している。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位の事業所名)介護相談の部屋・雪月花 [占有率 50 %] 介護予防支援 (第1位の事業所名)春緑苑居宅介護支援事業所 [占有率 8.2%]		
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	○	・毎月の実績報告時にモニタリング状況を確認している。状況確認が必要な場合は電話連絡や同行訪問するなどして対応している。	○	毎月の実績報告時に書面にてモニタリング状況を確認し、必要に応じて直接連絡し同行訪問等を実施している。
その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(2)	◎	・ケアマネジメント業務について介護保険の更新やプラン更新の手続きに漏れが発生しないように共通の管理用紙で管理し確認を行っている。 ・民生委員やサロン代表者とも定期的に連絡やサロンへ顔を出すことにより参加者の状況変化がある場合の対応を迅速に行うことができた。 ・介護サービスの卒業を目指し地域のサロンを紹介、卒業に向けた取組と実際に卒業できた方の報告と話し合いをミーティング時に行っている。卒業した方やサロンに繋がったかたの好事例をファイリングし、卒業に向けた個別への取り組みなどを一覧にして分析しモデル化を目指して取り組んでいる。 ・マネジメント評価時にサービス利用の必要性を検討し卒業に向けた取組みとして委託先のケアマネとも協働しサロンを立ち上げることができた。ミーティング時には卒業に繋がったケースの検討を行い、各職員も意識をもって支援継続できる体制を取っている。		対象者一覧を作成し、対応を各自でチェックするとともに、対応忘れがないかセンター長が確認している。介護保険によらない支援につながった事例を一覧にし、介護サービス導入から支援途中の働きかけ等を分析し、今後の支援に生かせるよう取組んでいる。ケアマネジャーが担当する事例から課題を地域住民と検討し、地域での集まりの場を創設した。ケアマネジャーが課題の検討から取組み創設まで常に関わったことで、住民主体の取組を知り、今後の支援に介護保険以外の社会資源を活用することができる非常に効果的な取組みとなっている。	

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。				
	事業目標	関係機関と顔の見えるネットワークを構築し、社会資源や地域ニーズを把握し、総合相談を実施する。		・地域での活動の場に足を運んだり、連絡と取りあうことで高齢者の状況変化に迅速に対応し相談につなげることが出来た。また、地域の医療機関や薬局、商店についてもだよりの案内とともに気になる高齢者の情報提供や包括の周知をお願いすることで早期に相談に繋ぐことが出来た。	担当地域内の医療機関等にセンター便りの設置を依頼し、気になる高齢者がいた際に配付してもらうなどセンターの周知を図り、早期に相談へつなぐ取組を実施している。	
	数値目標	相談割合 計画 35 %	3(3)ウ	22.1 % 相談数 1509 / 高齢者数 6832		
	相談支援	①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	◎	・地域の声を反映し地域の活動、サロンなどの情報を掲載した冊子を作り情報の見える化を図った。また活動する中で民生委員や事業所からの声を反映させた「繋がりがブック」では民生委員とケアマネ、サービス事業所を見える化するための冊子となっており、民生委員や事業所の紹介と顔写真を掲載するなど見える化を図った。今後は地域の医療機関などの協力を得た上で地域の医療機関、医師についても掲載し更新を継続していく予定である。民生委員や事業所からは「顔が分かると今後の連携がとりやすい」「事業所の特徴やどこにどういったケアマネさんがいるか知ることができて良かった」「地域で活動されている方がそれぞれを知れるきっかけとなって役に立つ」などの意見をいただくことができた。	◎ 民生委員はじめ担当地域内の介護事業所を冊子でまとめ、「支援者つながりBOOK」と名付け配付する予定としている。また、今後は医療機関にも掲載してもらえるよう働きかける予定としている。それぞれの機関の担当者の顔写真や似顔絵を掲載することで、冊子で顔の見える関係作りを行う非常に効果的な取組みとなっている。
		②関係機関等から相談があった際、本人や家族の状況を確認し、相談のあった関係機関等に状況とその後の支援の役割を報告している。	3(3)イ	○	・情報をいただいた際は、早急に担当者を決定し電話連絡または訪問対応を行った。また、返答できる範囲内で状況報告を行った。また、関係機関や民生委員の方には包括の案内チラシをあらかじめ配布し包括の案内が必要な場面に使用していただくように案内している。	○ 相談があった際は早急に対応し、対応内容を相談者へ報告するとともに、見守り等できる範囲の役割を伝えている。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(3)		・各サービスや施設情報を電子化しデータ管理を継続して行い更新を行っている。直接窓口に来れない方やその家族、遠方からの相談についてはこれらのデータを利用し情報提供ができています。	○ 介護サービスや社会資源の情報を電子データで管理し、遠方の親族からの相談があった際、メール等で情報提供できるよう継続して取組んでいる。
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。				
	事業目標	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るように、権利侵害の恐れのある高齢者に対して支援センターが関係機関と連携し尊厳を保持できるよう役割を果たす。		・虐待マニュアルは事務所保管と個々で確認できるよう各自持参しよる。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業を必要とされる方についても、権利擁護センターへ相談、連携し対応を行うように支援している。	高齢者虐待について、年度当初に全職員で虐待対応マニュアルを確認するとともに各自でも保管し、常にマニュアルを確認しながら対応している。権利擁護に関する相談があった際は必要に応じて高齢者・障がい者権利擁護センターの紹介を行っている。	
	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア	100 % ( 3 件 / 3 件 )	○	
	虐待対応・養護者支援	虐待対応の終結後も再発を未然に防止する取り組みを行っている。	3(4)ア	○	・虐待対応終結後は総合相談として対応し、電話連絡や必要に応じて訪問するなど、必要に応じて定期的に状況把握をするように努めている。総合相談へ移行し状況を把握するため一覧表を作成し管理を行っている。	○ 一覧表で管理し、毎週のミーティング時に進捗状況等を確認している。終結後も電話等で定期的に状況を確認し、再発を未然に防止する取組を行っている。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	・必要に応じて権利擁護センターや日常生活自立支援事業を紹介し、同行訪問を行うなどし対応している。	○ 高齢者や家族に成年後見制度や日常生活自立支援事業を紹介し、必要に応じて高齢者・障がい者権利擁護センターにつないでいる。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	○	・かすがいねっと連絡帳を活用し生活安全ニュースを定期的にアップし情報発信を行っている。また出前講座や来所されたケアマネについても生活安全ニュースをお渡しし啓発を行っている。 ・グルッポニュースに通話録音装置の案内を掲載するなどし啓発を行った。	○ かすがいねっと連絡帳にて医療機関や介護事業所に消費者被害について情報共有することで、関係者と協力し、消費者被害を未然に防止できるよう取組んでいる。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(4)		・民生委員協議会などで詐欺被害や成年後見制度について説明は継続して行っているが、より分かりやすいように事例を通してどの段階からかわりどいったサービスに繋いでいくのかの説明を行い、必要な情報を提供することができた。こうした勉強会を通じて民生委員から緊急通報システムが必要な世帯や今後心配になるであろう高齢者についての相談が増えたため、権利擁護センターと連携する機会も増え、制度に繋ぐための情報もスムーズになった。	○ 支援が必要な高齢者への早期介入のため、成年後見制度や消費者被害について事例を通じて高齢者の身近な相談役となる民生委員に説明する勉強会を実施した。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的 ケアマネ ジメント 業務	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャーが多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	高齢者に対し途切れなく援助が出来るよう介護支援専門員が抱える課題やニーズを把握し、解決するために必要な環境を整備し支援を行う。		・困難事例に対しては、同行訪問や包括内での情報共有を行い関係機関や関係者へ繋ぐ支援の橋渡しを行った。また、事例提供から個別ケア会議への切り替えを伝え地域サロン創設へと繋げた。		ケアマネジャーが抱える事例から地域ケア会議を開催し、ケアマネジャーと地域住民等が協働し必要な環境を整備する支援を実施した。	
	包括的・継続的なケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	○	・コロナ禍により市内全域の研修は実施できなかったが、地域の民生委員と居宅、サービス事業所との交流会を開催し顔の見える関係づくりを実施。支援者としての課題について意見を交換することが出来た。また、紙ベースからグループ交流ができるようかすがいねっと連絡帳の活用により意見交換できる体制を整えている。	○	担当圏域内のケアマネジャーと民生委員、介護事業所の交流会を開催し、意見交換の場を設けた。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修の開催や企画への参画を行っている。	3(5)イ	◎	・主任ケアマネ研究会においての定期的な勉強会の企画を行った。また、地域の主任ケアマネに民生委員協議会で行う勉強会の講師を依頼し講義資料作成から発表までを行ってもらうことで主任ケアマネの役割を担ってもらうことを計画し実施することができた。居宅数の少ない地域なので今後も地域活動に企画参画してもらえるように主任ケアマネの活動を支援している。	○	主任ケアマネ研究会において、地域のケアマネジャーの資質向上を目的とした研修を企画し、実施した。担当地域内のケアマネジャーや民生委員等の交流会で高齢者支援を説明する際、地域の主任ケアマネジャーに講師を担ってもらうことで、意見交換のみでなく、資質向上の場にもなった。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(5)		・繋がりブックの作成と更新。事業所の追加ができたので、今後は医療機関を追加していく予定。また、グルッポニュースを利用し地域で活躍されている方(民生委員・サロン代表者・老人会代表者・医師・薬剤師など)を取り上げて支援者の輪を広げる。地域での活動や実際に介護保険を卒業し地域で活動されている事例を取り上げたことで介護保険の卒業につなげるための意識付けにもなっている。	○	「支援者つながりBOOK」を作成し、担当地域内のケアマネジャーと民生委員、介護サービス事業所の顔の見える関係作りの取組を行っている。
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う課題解決の取組を検討する。					
	事業目標	地域の課題やニーズを把握したうえで、地域福祉コーディネーターと連携し、地域課題を地域住民や団体が主体となって課題解決に向けた取組を検討し実施できるように支援する。		・コロナ禍について多くの参加が困難な状況の場合は書面での参加とするなど臨機応変に対応を行った。また、活動の再開状況などもコーディネーターと情報を共有し必要な活動団体に活動再開に向けた感染予防の対策や相談を受けるなどし再開に向けた支援を行った。		地域福祉コーディネーターと協働し、地域住民が主体となり地域課題解決に向けた取組を検討できるよう支援している。また、創設された取組みについて、コロナ禍での開催状況の確認や再開に向けて必要な支援を行っている。	
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 3回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 1回 地域ケア会議開催回数 1回 地域協議会開催回数 1回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 1回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 0個		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	○	・会議を行う目的や話し合う内容について参加前に案内を出して開催を行っている。また今後主体となり活動を行うための準備や段取り、フォローアップ体制についても説明し無理のない範囲で活動に繋がるように働きかけた。会議後には議事録で参加者に報告を行った。	○	事前に参加者に目的や検討事項を伝えた上で会議開催の案内を送付している。会議後は検討事項、決定事項をまとめた議事録を作成し、参加者に報告している。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している	3(6)ウ	○	・コロナ禍において一部活動が制限されている中でも取り組まれている活動や今後活動を再開することについての課題など、事前にアンケートで情報を集約し会議を開催した。当日参加ができない方についてもアンケートでの回答をもとに書面参加として多くの方の意見が表明できる形をとった。また開催前には会議の趣旨や目的、会議後には議事録を参加者全員に報告を行った。	○	書面参加者から事前にアンケートを回収し、会議当日参加者にアンケートの回答を共有することで、書面参加者の意見も会議内で表明できるよう工夫して開催した。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(6)		・他地域での活動を自分の活動にも取り入れたいや感染予防についての講義の依頼など協議会から得た情報をもとに各活動団体へ働きかけコーディネーターと活動に向けた支援を行っている。	○	地域協議会での意見を元に地域活動団体へ働きかけ、地域福祉コーディネーターと協働して活動の支援を行っている。

※ 具体的な取組：事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

・地域の活動されている民生委員やサービス事業所、医療機関などの顔の見える関係づくりを構築していくことや、地域での活動への参加を促すためのきっかけづくりを進めることが出来た。また、サービス事業所やケアマネも地域の一員として地域の活動を知ることで自分たちが関わっている方たちが、サービス卒業後にどういった活動へ繋がっていくのか、またどういった方たちが関わって支援していくのかを一緒に考えるきっかけを作ることができたことや多くの意見を取り入れた「繋がりブック」の作成についても取り組むことができ、多くの方から好評を得ることが出来ました。またコロナ禍につき情報の共有や情報発信についても必要とする情報をどのように必要な方に届けるかを考えるきっかけになりかすがいねっと連絡帳や会議開催の方法、サロンについても活動方法を検討し実施することができた。

以下市が記入

特記事項

令和3年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名： 地域包括支援センター高蔵寺

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			具体的な取組内容等	◎○△	評価理由		
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		○	年度当初に実施要綱および運営方針の内容を全職員で確認した。年度の途中でも、内容を再度確認し、市の方針の再確認に努めた。	○	年度当初全職員に回覧し、各自でも保管している。週1回程度実施しているセンター内会議で必要に応じて確認している。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	○	センター内で年間計画を作成し、各スタッフに計画書を配布した。センター内会議及び年間スケジュール進捗表において、各スタッフの進捗状況を確認している。	○	年間スケジュールを事務室内に掲示し、職員が常に進捗状況を確認できるようにしている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	3(1)イ	△	条例に規定する三職種は配置しているが、人員配置については、5人中うち1名が事務職員のため、職種基準を満たしていない。	△	条例に規定する人員基準を遵守しているが、人員配置評価基準を満たしていない月があった。
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している					
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	○	地域包括支援センターの案内チラシを作成し、関係機関へ配布した。協力機関の窓口に設置してもらい、周知啓発を行った。新たにホームページを立ち上げ、幅広い世代や遠方のご家族にも周知ができるように体制を整えた。	○	介護事業所等に案内チラシの設置及び配布を依頼している。新型コロナウイルスの感染拡大により医療機関や店舗等訪問ができない機関もあったが、ホームページとブログを立ち上げ幅広い世代にセンターの周知を図っている。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	○	サービス決定には対象者の意向を優先している。希望がない場合は、複数の選択肢を提案し、対象者が自らの意思で決定できるよう支援している。	○	複数の選択肢を提示して提案している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)オ	○	個人情報を含む資料は、鍵のかかる書庫に保管している。個人情報管理マニュアルを作成し、各職員が確認できるようにしている。	○	個人情報管理マニュアルに基づき、個人情報の管理・保管を適切に行っている。マニュアルはファイリングし、職員が常に確認できる書棚に保管している。
苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	○	苦情対応の担当を決め周知に努めている。苦情があった場合は、職員間で情報を共有し対応方針を協議し決定している。苦情報告書を作成し、再発予防に努めている。	○	センター内で報告手順を定めており、苦情を受けた際は苦情報告書に内容、対応方法、再発防止策を記載し、全職員で共有することとしている。	
介護予防ケアマネジメント業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	保健師・社会福祉士及び主任介護支援専門員それぞれの専門的知識をふまえ、自立支援に向けた効果的なサービスが提供できる。			介護予防ケアマネジメント研修をセンター内で開催した。新規の介護予防ケアマネジメントの計画内容について、半年間経過後に、効果的なサービス計画が立案できていたか、職員間で意見交換の機会を持った。		基幹包括が作成したDVD視聴後に意見交換をする研修に全職員が参加し、職員の資質向上に取り組んでいる。新規のケースはケアプラン原案を全職員で確認し、意見を記載し、1冊のファイルにまとめている。また、評価時期等を記載した一覧表を作成し、全ての職員が適切なマネジメントが実施できているか、常に確認できるようにしている。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1.5 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 15 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 5 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.4 % ( 71 人 / 5204 人 ) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 18 件 ケアマネジメントC請求件数 6 件		
	介護予防ケアマネジメント	①全ての利用者の支援に対し三職種が確認した内容を記録している。	3(2)ア	○	新規利用者について、三職種でケアプランの点検・確認を行い、資料として保管している。	○	ケアプラン原案を原則サービス導入前に回覧し全職員で点検し、意見を記載している。確認後のケアプラン等は1冊のファイルで保管している。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		第1号介護予防支援 (ケアプランセンター心晴) [占有率 50 %] (ケアプランセンターくるみ) [占有率 50 %] 介護予防支援 (春日井居宅介護支援事業) [占有率 15.4 %]		
	③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	○	介護予防マネジメント・ケアプラン策定内訳票で実施状況を確認している。	○	毎月の実績報告時に書面でモニタリング状況を確認している。	
その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(2)					

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	地域住民や関係団体と連携して、支援を必要とする高齢者を早期に発見できる体制を強化する。			団体代表者から参加者の利用状況等について、定期的に情報提供を受ける仕組みを作り、地域住民の困りごとを早期に発見できる体制を整えた。		サロン等の団体代表者から利用している人の状況に変化があった際にセンターに連絡が入るような体制を順次整備している。今後担当地域全体で整備できるよう各団体と連携する予定としている。
	数値目標	相談割合 計画 20 %	3(3)ウ		22.8 % 相談数 1189 / 高齢者数 5204		新型コロナウイルス感染拡大が落ち着いているタイミングで相談が増えていた。内容は心身機能の低下による相談が多い。
	相談支援	①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	○	収集した社会資源のリストを更新し、マップ化したものをセンター内に掲示している。地域包括支援センターのチラシをラミネートし地域の事業所など、各所に掲示している。	○	担当地域内の地図を分野別に作成し事務室内に掲示している。今後はより分かりやすく、活用できるようマップの見直しを行う予定としている。
		②関係機関等から相談があった際、本人や家族の状況を確認し、相談のあった関係機関等に状況とその後の支援の役割を報告している。	3(3)イ	○	情報が寄せられた時には、早期に2人体制で状況確認を行うようにしている。相談があった関係機関には、必ず結果報告を行うようにしている。	○	関係機関からの相談は、早期に2人体制で対応し、対応内容を報告している。また、新規ケースの初回訪問や支援困難ケースは2人体制で対応し、ケースの内容により対応する職員を決めている。
その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(3)		・複数の身元保証会社の担当者と面談により実態調査を実施した。収集した情報の整理を行い、スタッフ間で共有し資源の活用に向けて体制を整えた。 ・高蔵寺包括支援センターのブログを立ち上げ、他機関や地域住民など幅広く、地域包括支援センターの活動について情報発信を行った。	○	身元保証会社について情報収集し、今後全ての職員が身寄りのない高齢者等の支援の際活用ができるように調査票を作成した。ブログでセンター業務の紹介や制度紹介、地域の情報や健康づくりについての啓発を月1回程度発信することで幅広い世代にセンターの周知や高齢者支援についての情報提供ができる効果的な取組みとなっている。	
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	高齢者虐待の防止及び再発予防に重点的に取り組む。			センター内で高齢者虐待マニュアル研修会を開催し、資質の向上に努めた。8050世帯及び7040世帯世帯へ実態把握調査を行い、虐待防止に向けて、生活の困りごとなどの聞き取りや、地域包括支援センターの啓発を行った。		年度当初に基幹包括作成のDVD視聴による研修及び高齢者虐待対応における帳票が変更となった際に全職員が参加する研修を実施し、職員の資質向上に取り組んでいる。市が民生委員へ配付している一覧をもとに、8050世帯や7040世帯に実態把握調査を行うことで、支援が必要な世帯への早期対応ができるよう取り組んでいる。
	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア		100 % ( 7 件 / 7 件 )		○
	虐待対応・養護者支援	虐待対応の終結後も再発を未然に防止する取り組みを行っている。	3(4)ア	○	虐待対応終結後もモニタリングを行い、再発を未然に防止する体制を整えた。	○	対応の時期を記載した一覧表を作成し、虐待対応終結後も適切な時期にモニタリングが実施できるよう職員全員で確認し、再発防止に取り組んでいる。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	成年後見制度の活用について、必要とする地域住民にパンフレットを用いて紹介を行った。	○	必要な地域住民に高齢者・障がい者権利擁護センターや成年後見制度等の紹介を行っている。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	○	消費者被害防止の啓発チラシや、ステッカーを民生委員などの協力を得て、地域住民に配布した。	○	消費者被害の啓発チラシとステッカー、センターの案内を袋づめし、民生委員が高齢者宅へ調査に行く際に配付してもらい、また、職員が高齢者宅へ訪問する際に警察からの情報等を伝えることで消費者被害を未然に防ぐ取組を行っている。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(4)		地域内の介護サービス事業所へ、虐待防止のDVDを配布するとともに、早期発見に向けての啓発を行った。	○	担当地域内の介護事業所へ高齢者虐待についてのDVDを配付し、虐待対応について声掛けし、早期発見に向けて啓発を行った。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的 ケアマネジメント 業務	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャーが多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員が多機関と協働して支援できる体制を構築する。			多職種による事例検討会を、かすがいねっと連絡帳を用いて開催した。かすがいねっと連絡帳を活用するにあたり、操作方法の再確認や新規登録について助言し、ICTの利用拡大に繋いだ。		かすがいねっと連絡帳を活用した事例検討を医師、ケアマネジャーが参加し実施した。かすがいねっと連絡帳を用いて多職種で連携を図ることができるようケアマネジャーへ操作方法等について助言等を行うことで、ICTの活用拡大のための取組みとなっている。
	包括的・継続的なケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	○	地域のケアマネジャーから相談があった困難事例について、多様な関係機関と、課題解決に向けた協議を行った。	◎	医師を含めた事例検討会をかすがいねっと連絡帳で行い、新型コロナウイルス感染拡大時でも多様な関係機関との意見交換ができる非常に効果的な取組みとなっている。また、医療機関、社会福祉協議会等を含めて個別事例の協議を行っている。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修の開催や企画への参画を行っている。	3(5)イ	○	主任介護支援専門員研究会において、計画的に研修を行った。	○	主任ケアマネ研究会において、地域のケアマネジャーの資質向上を目的とした研修を企画し、実施した。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(5)		災害対策について、担当地域の主任ケアマネジャーと住民を含めた多様な関係機関と意見交換を行う機会を設けた。	◎	ケアマネマネジャーと地域住民で災害対策について検討する会議を実施した。災害が起きた際にケアマネジャー業務を継続する方法を考えるきっかけや地域住民とつながる機会となり非常に効果的な取組みとなっている。
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	地域福祉コーディネーターと連携して、個別ケア会議で明らかとなった地域課題について、参加者が主体となって行う取組みを創設する。			地域福祉コーディネーターおよび地域福祉アドバイザーと情報交換を行い、課題解決に向けた方向性の確認や実施方法や進め方の共有を行った。課題解決に向けた取組みについて、住民代表者が自ら、説明資料やアンケートを作成し、幅広い住民の意見を収集することに対して、情報提供や支援協力を行った。		地域福祉コーディネーターと協働し、地域ケア会議を実施している。地域協議会を書面会議で実施し、多くの意見を参加者からもらうことができた。また、地域にある取組を分かりやすく書面にまとめ紹介することで、参加者が自分の地域での今後行う取組みの参考とすることができ、効果的に地域協議会を実施することができた。
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 2 回  地域協議会開催回数 計画 2 回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 1 回 地域ケア会議開催回数 0 回 地域協議会開催回数 1 回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 0 回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 1 個		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	○	決定事項や今後の予定を、地域ケア会議の中で参加者に伝え共有した。	○	決定事項や今後の予定を地域ケア会議中に参加者全員で共有することとしている。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している	3(6)ウ	○	地域協議会を書面開催とし、記述式アンケートを配布した。収集した情報を集約し、参加者にフィードバックを行い、今後の展開へ繋いだ。	○	書面開催としたことで、自由記載欄に多くの意見をもらうことができた。いただいた意見をまとめ、参加者に報告に行った際にさらに意見をもらうこともでき、今後のさらなる地域での取組みへと繋がっている。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(6)		成功した取組み事例をわかりやすく表記し、他の住民代表者に情報提供することで横展開を図った。	○	書面開催の資料を1枚で分かりやすく伝える工夫をしたことで参加者から具体的な意見をもらうことができ、今後の取組みへと繋げることができた。

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

以下市が記入

特記事項
------

令和3年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：春日井市地域包括支援センター南城

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		○	・実施要綱の掲示、運営方針を回覧にて周知した後ファイルで保管し閲覧できる場所に設置し、情報の共有を図っている。 ・ミーティング等にて職員全員の理解を確認している。	◎○△	○	年度当初に回覧し職員全員が確認している。ファイリングし保管することで常に確認できる体制となっている。また必要に応じて月1回のミーティング時に確認している。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	◎	・策定した計画をセンター内に掲示し、全ての職員が共有している。 ・策定した計画の達成状況や進捗状況をミーティング時及びその都度職員間で検討し、目標達成できるようにモニタリングの確認をしながら、対策を講じている。 ・さらに法人運営会議でも毎月報告し、実現化に努力している。	◎○△	○	年間確認表を作成し、毎月のミーティング時に進捗状況、達成状況を確認するとともに、随時見直している。年間確認表は事務室内に掲示し、職員が常に確認できる。達成状況は法人会議で報告し助言を得ている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している 地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している	3(1)イ	△	・職員の人事異動があったため、4月から6月の間は配置人員を満たすことができなかった。 ・介護予防ケアマネジメントについて、介護予防支援専任の介護支援専門員(プランナー)を配置し、支援の充実を図っている。	◎○△	△	条例に規定する人員基準は遵守しているが、人員配置評価基準を満たしていない月があった。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	◎	・民生委員、医療機関や介護サービス事業所への挨拶、訪問、サロン等での出張講座の開催などを行いセンターの説明や包括専用チラシでの周知等を行っている。出前講座後等に参加者以外での要支援ケースや実態把握調査の必要な高齢者の相談を地域住民や民生委員から受けた場合には、数日以内には連絡や訪問している。訪問時にはチェックリストを行った後、地域の支援場所や介護保険サービス冊子(ハートページ)を説明しながらセンターの周知を行っている。 ・季刊誌を作成し、地域の町内会、民生委員等での配布、回覧を実施。本年度はさらに医療機関・薬局・店舗での設置・掲示等を依頼するなど周知啓発の範囲を拡大した。	◎○△	○	医療機関や介護事業等58か所訪問し、季刊誌の設置・配布を依頼し、センターの周知・啓発を行っている。 また、地区民生委員・児童委員協議会へ毎月出席すること、地域のサロン等へ出向くことでセンターの役割を説明し、周知・啓発を行っている。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	○	・全ての対象者に対してハートページや高齢者福祉サービスガイド等を利用し、制度の説明を行い理解の確認をしている。説明後、本人の意思で選択してもらい、それに即した複数の手段・サービス・事業所等の情報を提示し決定している。決定の意思表示が困難な場合には選択の幅を広げ、時間をかけて相談対応を行っている。	◎○△	○	相談内容に応じてハートページ等により複数の選択肢を示し、本人が自分の意思で決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)オ	○	・個人情報を含む書類等は施錠ができる場所に保管している。 ・法人でも規定の個人情報管理マニュアルを整備しており、センターにおいては毎年マニュアルの内容を回覧にて再確認及び周知している。	◎○△	○	センターで作成した個人情報管理マニュアルに基づき適切に管理している。
	苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	○	・苦情受付の責任者をセンター長とし、受付担当者からの情報を速やかに規定の様式へまとめ、法人管理者と協議しその後の対応を適切に行うよう講じている。必要に応じ、市への報告を行う。 ・苦情対応の手順をマニュアル化し、報告様式を定めて対応した際の記録を残し、対応の適正化を高めている。	◎○△	○	苦情対応マニュアルにより報告手順を定め、適切に対応している。
介護予防 ケアマネ ジメン ト業務	業務推進の指針	<b>春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。</b>						
	事業目標	予後予測を適切に行い、自立支援に資する予防プランにより支援する。			・療法士等派遣事業を活用し、利用者の現状・予後予測を適切に把握する。また、三職種で支援内容を回覧検討し、利用者自身が自立のために自己管理ができ、活動への意欲を維持していけるケアプランを作成する。検討した支援内容は書面にて記録し、ファイリングして保管する。サービスが開始された後も支援に変更が予測される被保険者に対しては、三職種間で検討し医療連携の必要性や地域活動への切り替え、を行っていく。支援経過に記載しながら他機関との連携を進めている。			センター内で療法士等派遣事業の必要性を検討し、活用している。 介護サービス導入時のみでなく、利用開始後支援が困難だと感じる、心身状況等に変化が生じた際に都度三職種で支援方針、内容を検討している。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 2.0 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 40 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 7 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.7 % ( 93 人 / 5428 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 19 件 ケアマネジメントC請求件数 4 件			
	介護予防ケアマネジメント	①全ての利用者の支援に対し三職種が確認した内容を記録している。	3(2)ア	◎	・新規利用者の計画書原案を三職種が回覧等にて適切なケアマネジメントが反映されているか確認・検討し、支援状況を共有するため1つのファイルに保管している。 ・プランに基づいた支援が開始された後にも、特に新規や利用サービス内容の変更があった被保険者に対しては、各個別ファイルにより三職種での予後予測を踏まえた支援内容となっているかをプランや支援経過に記載し、モニタリング時に担当外の職員も訪問同行しながら進捗状況の把握をしている。	◎○△	○	ケアプラン原案及び意見を記載する様式を全職員で回覧し、意見を記載し、1冊のファイルにまとめている。 支援困難事例や複合的な課題を抱えている事例等必要に応じて2人以上で対応し、主担当者が不在時もチームで対応できる体制を整えている。
	介護予防ケアマネジメント	②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		第1号介護予防支援 (じゃがいも友愛居宅介護支援事業所) [占有率 5.3 %] 介護予防支援 (じゃがいも友愛居宅介護支援事業所) [占有率 15.4 %]			
	介護予防ケアマネジメント	③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	○	・委託先の居宅介護支援事業所から毎月報告を受けている。随時個別相談も受けている。 ・センター内でも職員ごとに毎月の給付管理時期に合わせて表を作成しケースの件数等を全て把握できるように管理している。	◎○△	○	毎月実績報告時に書面で状況を確認している。 一部業務委託する件数も含めて全職員の給付管理件数を一貫で管理し、実施状況を毎月確認している。
その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(2)		・昨年に続き、コロナ禍で休止していたケースを全てサービス事業所からの実績をもとに把握し、1か月休止の被保険者については全てのケースに対し、状況確認の電話してフォローを実施した。	◎○△	○	コロナ禍で休止している事例について状況確認をして、自宅での過ごし方について提案、助言している。	



	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	関係機関と連携して支援を必要とする高齢者のためのネットワークを構築し、迅速な相談対応がとり易い体制を整える。		・担当地区の資源マップを作成し、揭示及びファイル化することにより全職員が活用し適切な支援に繋げられるようにする。センターの季刊広報誌を関係者・機関への配布や設置をするとともに、支援が必要な高齢者へセンターを紹介してもらう。また、センターへ連絡を入れてもらうよう依頼し、ネットワークの強化を図る。		支援を必要とする高齢者のためのネットワーク構築のため、担当地域内の医療機関や店舗等へ出向き、また、地区民生委員・児童委員協議会へ出席し連携を図っている。	
	数値目標	相談割合 計画 37 %	3(3)ウ	18.8 %	相談数 1018 / 高齢者数 5428		
	相談支援	①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	◎	・担当地区の社会資源情報(医療・介護・サロン・AED設置場所)を資源別にマップ化し、「見える化」した。 ・町内会や老人クラブ、サロン等介護保険外の活動内容を社会資源マップにファイリングし、情報を速やかに確認及び提示できるよう3つに分類している。 ・ネットワークを「かすがいねっと連絡帳」を作成したことにより、関係機関への情報の提供や連絡共有できるようなシステムを拡大している。 ・新しく収集した情報は職員間で回覧し、適宜更新しながら共有している。	○	担当地域内の医療機関等の社会資源を資源別にマップングし見える化している。また、サロンで救急搬送された事例からAED設置場所を地域住民に周知するためマップ化した。 作成したマップは居宅支援事業所に配付し、今後町内会や老人クラブ等にも配付する予定としている。 サービス事業所とかすがいねっと連絡帳を活用して双方で情報交換が今後できるよう仕組みを整えている。
		②関係機関等から相談があった際、本人や家族の状況を確認し、相談のあった関係機関等に状況とその後の支援の役割を報告している。	3(3)イ	○	・関係機関等から相談があった場合、連絡調整担当者を決定し速やかに聞き取り及び訪問を行い、高齢者やその家族の状況を把握する。 ・その後、関係機関等連絡元に個人情報配慮し報告をしている。更に、報告したケースについては、モニタリングを実施し経過の把握や支援を行っている。 ・地区民生委員・児童委員協議会定例会に参加し、双方で現状の確認及び地域の情報等を提供・連携している。	○	管理者が連絡調整担当者を決め、速やかに対応している。対応後結果を報告するとともに、見守りや状況に変化があった際にセンターに情報提供するよう役割を伝えている。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項			3(3)			
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	市のマニュアルに基づいて高齢者虐待に対応し、本人の安全確保とともに再発防止を含めた適切な支援を行う。 消費者被害を予防するため、情報発信を積極的に行う。		対応中の虐待事例の一覧を作成し、継続的なモニタリングの中でサービスや地域の見守り支援につながるようスケジュール管理を行う。 警察等から入る消費者被害に関する情報をセンター内に提示及びファイルにまとめ、地域の集まりの場での紹介や、「かすがいねっと連絡帳」へ情報として啓発し、サービス事業所や介護支援専門員への情報提供を行う。		一覧表を作成し、経過を確認することで適切な虐待対応を行っている。 消費者被害についての情報をセンター内に掲示するとともにファイリングし、必要時関係機関に渡す等情報発信を行っている。	
	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア	100 % ( 7 件 / 7 件 )		○	
	虐待対応・養護者支援	虐待対応の終結後も再発を未然に防止する取り組みを行っている。	3(4)ア	◎	・高齢者本人のみでなく、養護者やそれ以外の家族に必要な支援課題が抽出された場合には、介護保険や他法(障害者総合支援法、難病法、生活保護法、障害者自立支援法等)、医療機関等支援先への連携を継続している。 ・各ケースの養護者等の経過についてセンター独自の支援経過表(進捗状況及び評価)を作成し、担当職員を中心に養護者が負担の軽減につながっているか否かをセンター職員全体で家族や居宅介護支援専門員等の支援者にモニタリングを行いながらフォローを実施している。	○	虐待対応終結後、本人・養護者に関する支援者やその他の親族から状況に変化が生じた際は連絡を入れてもらうよう依頼し、必要に応じ訪問し確認することで再発防止に取り組んでいる。また、連絡がない際はセンターから確認している。
		成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	・成年後見制度が必要と思われるケースの家族やケアマネジャー等に、高齢者・障がい者権利擁護センターのリーフレット・チラシを渡している。 ・権利擁護センターから提供を受けたリーフレットやチラシ等は全職員に回覧し、センター内に設置及びストックし活用を図っている。	○
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	◎	・警察からの消費者被害や特殊詐欺に関する情報をチラシとしてセンター内に掲示や設置をし、サロン関係者等に配布している。 ・関係機関から連絡のあった消費者被害の疑いの事例について、春日井市消費生活センターに情報提供し、共有している。 ・「かすがいねっと連絡帳」を通して担当地区の居宅介護支援事業所や介護サービス事業所に消費者被害の情報を提供し、注意喚起している。	○	消費者被害の事例を把握した際被害の拡大防止のため、消費生活センターに情報提供するとともに、かすがいねっと連絡帳を活用し、居宅介護支援事業所等へ情報提供をしている。 今後はセンターからの発信のみではなく、事業所からの情報発信でも情報共有していく予定としている。
その他、特に重点的に取り組んだ事項			3(4)				

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的 ケアマネジメント 業務	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャーが多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員が円滑に利用者への支援が行えるように、課題の把握に勤め、適切な支援を行う。		◎	・介護支援専門員のスキルアップを図るために、医療と介護の連携においてICTを活用した体制作りとして「かすがいねっと連絡帳」の担当地区版ケアマネ交流チームを立ち上げた。 ・ネットワークを医療や介護で連携し、高齢者の支援を円滑に共有しながら地域で継続的に進めることができるよう積極的に活用している。	○	医療と介護の連携を目指し、居宅介護支援事業所と情報提供ができるようかすがいねっと連絡帳を活用している。要介護者等でケアマネジャーにつなぐ際、関係機関との顔つなぎの支援をしている。
	包括的・継続的なケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	◎	・コロナ禍においても支援の必要なケースについては、保健所や医療機関、介護支援専門員間の連携を継続的に図ったり、民生委員や町内会と介護支援専門員間の関係構築を行った。 ・関係機関から相談のあった場合、導入はセンターが窓口となるが、継続的な支援となる場合には、顔合わせの後、担当のケアマネが直接電話等で民生委員や医療機関・障害者支援センターとのやり取りを行うことができる体制を構築している。	○	個別の事例を通じてケアマネジャーと医療や地域の関係機関との連携ができるよう働きかけ、意見交換できるよう支援した。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修の開催や企画への参画を行っている。	3(5)イ	○	・研修計画を立案し、コロナ禍においてもファシリテータ研修及び地域包括ケアシステムについての開催(全体会)を主となって行った。(主任介護支援専門員研究会) ・年度内には担当地区の介護支援専門員を「かすがいねっと連絡帳」を活用した、医療連携に関する体制作りに取り組み、研修をオンライン等で予定している。(年1回程度の実施を計画)	○	主任ケアマネ研究会において、地域のケアマネジャーの資質向上を目的とした研修を企画し、実施した。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(5)	○	困難事例及び重層的支援ケースについて、介護支援専門員と同行訪問し、関係機関への連携や調整等を行い後方支援を行った。	○	ケアマネジャーが抱える支援困難事例の相談について同行訪問し、関係機関との連携について支援している。
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う課題解決の取組を検討する。					
	事業目標	地域福祉コーディネーターと連携して住民主体の取り組みを支援し、好事例を地域協議会で他地域にも周知していく。		◎	・センター職員は、企画段階から地域福祉コーディネーターと協議し、特に地域資源の開発(見守り活動等)を積極的に進めていく。 ・地域ケア会議においては、コロナ禍での開催手段が困難であったため、前年度の会議及び活動を生かした取り組みを支援していくことができるようなサポートを行う。 ・地域協議会については、書面での開催とし担当地区全体での地域課題による活動内容を展望することができた。	○	地域協議会を書面開催とし、担当地域内の好事例を共有した。書面開催としたことで担当地域全体の地域関係者から多くの意見が得られた。
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 1 回 地域協議会開催回数 計画 2 回	3(6)	◎	地域ケア個別会議開催回数 1 回 地域ケア会議開催回数 2 回 地域協議会開催回数 2 回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 0 回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 1 個	○	
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	○	・コロナ禍で新しい活動が延期となっている検討事項をまず開催し、見直しを行いながら担当地区全体に周知をしていく予定。 ・複数の地域で課題が抽出されており、住民の意見を担当職員を割り振り、聞き取りながら全体で把握し開催していく。	○	会議後検討事項や決定事項を記載した議事録を作成し、参加者に配付している。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している	3(6)ウ	○	・協議会で出た地域課題を包括が把握し、事前に打ち合わせ等を含めスムーズな進行を心がけて新たな活動を今後も開催予定。取り組みの実現に繋がれるよう可能な限り会議中に話し合い、日程を調整し、参加者全員との連携を図っていく。	○	書面開催のため参加者へ会議の目的を丁寧に説明した上で資料を渡し、内容に応じて意見が記載できるよう回答用紙を工夫したことで多くの意見を表明してもらうことができた。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(6)	○	地域福祉コーディネーターとの情報共有を行うために、検討を重ねた。必要時には地域住民宅へ出向き、地域の状況把握や関係者への働きに努めた。	○	地区ごとに担当職員を決め、地域の関係機関と連携しながら今後の取組について検討している。

※ 具体的な取組: 事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

以下市が記入

特記事項

令和3年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名: 地域包括支援センター松原

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
				具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		○	実地要綱、運営方針の内容は随時職員で確認。	○	年度初めに回覧した後、ファイリングし常に職員が確認できるよう書棚に保管している。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を随時確認している	3(1)ア	○	策定した計画は全職員に配布、入口に掲示し随時確認を行う。	○	年間スケジュールを作成し、事業計画とともに掲示し常に確認できるようにしている。達成した場合はスケジュールに記載し、進捗状況を職員全員で確認している。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	3(1)イ	◎	配置基準は常に満たしている。医師がセンター長として非常勤配置している。	○	医師を非常勤でセンター長として配置し、配置時間はセンター長に専従し、センター運営について意見をもらうことで効果的に業務を運営できる体制となっている。
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している					
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	○	包括だよりを面談時や訪問先で配布する。サロン等でも包括の役割を含め周知する。	○	センター便りをセンター入り口に設置するほか担当地域内の薬局や医療機関に設置、配付を依頼し周知している。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	○	対象者から強く希望されなければ複数の案を準備し、提案を行う。	○	本人の希望を確認した上で、事業所のリーフレット等を活用し、本人が選択できるよう複数案を提案している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)オ	○	法人の作成した個人情報保護に基づき、常時保管している。	○	法人が作成している就業規則に定めている個人情報の取り扱いに基づき、個人情報の管理・保管を適切に行っている。
苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	○	受付担当を決め、法人と相談して報告する。再発防止のため職員間で共有している。	○	受付担当を定め、苦情は法人へ報告するとともに、支援経過に記録している。	
介護予防ケアマネジメント業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	早期介入で「利用者の望む暮らし、生活」を実現できる為に自己選択、自己決定を支援する。			職員全員、ケアマネジメント実施手順に従い行っている。利用者の目標を達成するために、専門職の評価を取り入れ複数の提案をし、利用者が自己決定できるよう支援している。あさひ病院と連携して専門職からの提案を受け早期介入出来る様になっている。		担当地域内にある病院の入院患者について情報共有し、必要に応じて早期に支援介入ができる体制をつくっている。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 0.9 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 15 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 5 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 0.9 % ( 54 人 / 6221 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 17 件 ケアマネジメントC請求件数 5 件		
	介護予防ケアマネジメント	①全ての利用者の支援に対し三職種が確認した内容を記録している。	3(2)ア	◎	作成したケアプラン(原案)はすべて、全員が回覧し確認する。専門職の視点からみて意見があれば取り入れ修正している。保健師を中心に疾患の理解を深め、疾患や予後予測等医療的な視点も取り入れた介護予防ケアマネジメントができるよう事業所内で研修を行いリストを作成している。	○	ケアプラン原案を回覧し、三職種の意見を記入している。修正後さらに回覧し確認し、利用者ごとのファイルに保管している。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		第1号介護予防支援 介護支援センターグレイスフル春日井 占有率 11% 介護予防支援 介護予防センターグレイスフル春日井 占有率 10%		
	③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	○	事業所のリストを作成し、社会福祉士、保健師でチームを組み、担当の三職種が継続して状況を確認している。	○	委託先の事業所ごとに担当を決め、毎月実績報告時に書面で状況を確認している	
その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(2)		作成したケアプラン(原案)はすべて、全員が回覧し確認する。専門職の視点からみて意見があれば取り入れ修正している。保健師を中心に疾患の理解を深め、疾患や予後予測等医療的な視点も取り入れた介護予防ケアマネジメントができるよう事業所内で研修を行いリストを作成している。	○	2か月に1回センター内で保健師が研修を実施し、疾患や心身機能の変化の予後予測の視点を学ぶ機会とし、職員の資質向上に取り組んでいる。また、研修事例を1冊のファイルにまとめ、見直すことができるようにしている。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	総合的で地域におけるネットワークを構築する。ネットワークを活用し、支援が必要な高齢者の早期発見、早期対応ができる体制をつくる。		総合相談の中で上がった課題や昨年の協議会からの課題を地域福祉コーディネーターの協力を得て、社会資源の開発、活用を地域で広げている。		見守り支援体制を整えたことで地域住民から支援が必要な高齢者の早期発見、早期対応ができる体制ができた。地区民生委員・児童委員協議会やサロン等に積極的に出向き連携体制を構築している。	
	数値目標	相談割合 計画 33 %	3(3)ウ	21.1 %	相談数 1315 / 高齢者数 6221		
	相談支援	①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	○	社会資源のファイリング、資源マップ化して職員全員で活用している。まっばらいふまっぷを用いて利用者毎のまっぷを作成する。	○	担当地域内の資源をジャンル別にマップ化し、センターが連携する機関等に配付している。また、個別の事例においてマップに追記し個人の支援マップとして応用している。
		②関係機関等から相談があった際、本人や家族の状況を確認し、相談のあった関係機関等に状況とその後の支援の役割を報告している。	3(3)イ	○	本人、家族等から丁寧に情報収集を行い、翌朝の申し送り時までにはある程度の状況は確認している。関係する機関にはできる限りの情報共有、時に共同支援を行う。緊急時の際は5人で共有する。民生委員・児童委員協議会に参加し8050問題も情報共有して一覧表で管理している。	○	相談があった際は、丁寧に情報収集を行い、対応後報告するとともに見守り支援等の役割を確認している。対応後の報告忘れがないように一覧で管理し、職員同士確認している。
その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(3)		どこにも繋がらない人は独自に訪問リストを作成し包括内で把握している。	○	支援につながらない高齢者を一覧で管理し、センター内で情報共有している。	
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	センター内で迅速に情報共有し、高齢者の尊厳を保ち、安心して暮らせるよう虐待、消費者被害の早期発見、早期対応を行う。		被虐待者、養護者双方の立場、視点を慎重に精査し三職種の専門の視点で支援している。		虐待対応のための帳票を作成後、全職員で回覧し被虐待者、養護者双方の視点に立った支援方針となっているかを確認している。	
	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア	100 % ( 7 件 / 7 件 )		○	
	虐待対応・養護者支援	虐待対応の終結後も再発を未然に防止する取り組みを行っている。	3(4)ア	○	虐待の通報があった際は至急包括内で共有している。虐待対応した後も包括にて定期訪問や電話連絡などで様子を確認する。訪問リストを作成し職員全員で情報共有している。	○	再発を未然に防ぐため、事例に応じて対応する頻度、期間等を検討し一覧表により状況確認をしている。虐待なしと判断された事例についても定期的に訪問する等、継続して支援している。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	独居認知症高齢者、判断能力に問題がある方には権利擁護センターを紹介する。社会福祉士が中心となって本人、家族へ法律専門職との連絡調整を担う。	○	成年後見制度等が必要だと思われる場合は高齢者・障がい者権利擁護センターと連携するほか、担当地域内の司法書士とも連携し対応している。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	○	地区民協、サロン等や新規利用者相談時に消費者被害についての情報提供や被害防止活動をする。啓発ポスター、掲示物を事業所、関係機関に配布する。	○	新規の相談があった独居高齢者に弁護士会作成のステッカーを配付している。また、地域の関係機関へ出向いた際は、消費者被害を未然に防止するため情報提供等を行っている。
その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(4)		虐待終結後も経過がわかるように一覧表を作成しファイルで保管している。	○	虐待対応事例を一覧にすることで全ての職員で経過が確認できる体制となっている。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
包括的・継続的 ケアマネジメント 業務	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャーが多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	ケアマネジャーが、関係する事業所、地域の協力者と協力し合える体制を作る。		地区民生委員・児童委員協議会に出席し、委員の活動等の現状を確認し知識を深める。		地区民生委員・児童委員協議会に担当地域内のケアマネジャーが参加し、意見交換会を実施した。それぞれの業務の理解や顔の見える関係づくりを行う機会となった。	
	包括的・継続的なケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	○	地区民生委員・児童委員協議会で松原地区の介護支援専門員と意見交換会を行う。	○	地区民生委員・児童委員協議会に担当地域内のケアマネジャーが参加し、双方の業務理解を深め、顔の見える関係作りができるよう意見交換の場を設けた。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修の開催や企画への参画を行っている。	3(5)イ	○	主任ケアマネ研究会にて研修会の企画、研修会を実施した。	○	主任ケアマネ研究会において、地域のケアマネジャーの資質向上を目的とした研修を企画し、実施した。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(5)			○	民生委員との顔つなぎ後、ケアマネジャーに事例を引き継いでおり、担当する高齢者が地域で安心して生活ができる体制づくりに効果的な取組みとなっている。
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	地域ケア会議運営マニュアルを基に地域の実情にあった課題を選定し、地域住民、医療・福祉関係者を含めた取組みが出来るようにする。		コロナ禍で制限がある中なるべく効果的な取組みとなるよう重点的に取り組んでいく地区を定めた。今年度の取組みとその成果を次年度の活動に役立てていく。		前年度の地域協議会からの意見を踏まえ、重点的に取組む地区(南下原・東山)を決め地域の関係者、地域福祉コーディネーターと連携を図り取組み創設に向けて会議を実施した。	
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 1回 地域協議会開催回数 計画 1回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 1回 地域ケア会議開催回数 3回 地域協議会開催回数 1回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 2回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 0個		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	○	社会福祉士が全体を把握し、参加者に会議の内容をまとめて報告し今後開催を予定する内容を全員で把握する。	○	会議後、検討事項及び決定事項をまとめて参加者に報告している。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している	3(6)ウ	◎	昨年度の協議会でサロンがない地区、資源が少ない事や少人数でも活動できる支援が必要との課題があり三世代交流企画で「みまもりあいアプリ普及活動」を行い住民互助活動の一環を行う。	○	今年度より実施している取組みを参加者に伝え、また、会議後アンケートを実施し、参加者からの意見をもらうことで今後の住民互助活動へとつながるよう地域協議会を実施した。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(6)		まつばらいふまっぷ(特別版)を作成した。現在コロナ禍で各町内のサロンが再開出来ない所や、屋内活動には制限がある所が多く見られ、今までサロンに参加していた元気な方たちも閉じこもりがちになり、筋力低下やうつ傾向のリスクが高まっている。特別版で公園のリストを添付し、外出のメリットや屋外での運動、効果を紹介し、高齢者の外出意欲を高め、うつ病や筋力低下予防に務めた。また外出した高齢者同士のつながりも出来、今後の住民主体サービスへの展開も狙う。	◎	受託法人のリハビリ専門職の協力によりコロナ禍でもできる介護予防活動の紹介や外出先となる公園等を掲載した資源マップの特別版を作成し、地域で介護予防活動が広がるよう取組んでいる。地域で行う三世代交流会に「みまもりあいアプリ」を活用した検索模擬訓練を実施することで、認知症に関心が薄い若年層や子どもにも興味関心を持ってもらうことができる非常に効果的な取組みとなっている。

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

以下市が記入

特記事項

令和3年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名： 地域包括支援センター東部

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
				具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		○	年度初めや人事異動、入職時に内容を確認している。実施要綱、運営方針をファイルで保管し、常に確認ができるようにしている。	○	実施要綱等はファイルを事務室内に保管し常時確認できるようにしている。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	○	策定した計画をセンター内に掲示し、職員全員に配布し共有している。定期的なミーティングで進捗、実施状況を確認している。	○	事業計画の内容を年間スケジュールにし、ミーティング時に進捗状況を確認している。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	3(1)イ	△	条例に規定する人員基準を遵守できず、7月～8月は主任介護支援専門員が欠員だった。予算を設け要件を満たす職員に資格取得をさせる等、内部での人材確保に努めている。専門職が支援に専念できるように事務員を配置している。随時、内部研修やOJTを実施している。	△	条例に規定する人員基準を遵守できていない期間があった。
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している					
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	○	包括案内チラシを町内会に回覧、近隣施設などへの訪問やイベントの参加により広く配布し、広報活動を行っている。民生委員が高齢者宅を訪問する際の活用も依頼している。「高齢者まもり隊」の案内を既存の協力機関や公民館等に配布、掲示、また新規機関への協力依頼も行い、啓発活動を行っている。	○	センターの案内チラシを町内会に回覧依頼したり、近隣施設等のイベントの参加やチラシの設置・配布の依頼をすることで広く周知している。また、地域の商店等に積極的に高齢者まもり隊の協力依頼、チラシの設置依頼をすることで啓発活動を積極的に行っている。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	○	支援にあたり、公正・中立でなければならないことを職員全員が理解している。複数の選択肢を提案し、対象者が選択できるようにしている。	○	複数の情報、選択肢を提示し対象者が選択できるよう支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)オ	○	個人情報の取り扱いには法人の個人情報保護規程を遵守している。個人情報を含む書類は施錠ができる場所に保管している。	○	法人作成の個人情報保護規程に基づき、個人情報の管理・保管を適切に行っている。
苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	○	法人の苦情解決実施規程に従い、苦情解決担当者等において、報告手順を定めている。	○	法人の規程により報告手順を定め、適切に行っている。	
業務推進の指針	<b>春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。</b>						
事業目標	本人および家族が未来の姿をイメージでき、ストレングスを活かし、自らのことと捉えて目標達成への取り組みができるように支援を行う。			地域で生活を続けられるよう、サロン等の資料を活用している。担当圏域の資源マップを活用し、紹介も行っている。Cプランのうち1件は地域のサロンへの参加に繋げ利用者の自立に向けた支援を行った。		全職員が担当地域内の社会資源を1冊のファイルにまとめたものを持ち、担当する利用者に必要なに応じて提示している。	
数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1.5 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 30 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 8 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.4 % ( 91 人 / 6571 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 27 件 ケアマネジメントC請求件数 5 件			
介護予防ケアマネジメント業務	①全ての利用者の支援に対し三職種が確認した内容を記録している。	3(2)ア	◎	毎日ケースの共有を行い支援内容を確認し自立を促進するために適切な内容であるか三職種で検討し担当者に必要な助言を行っている。検討内容は記録・回覧しいつでも再確認できるよう保管している。また体力低下や運転免許返納等で移動に不安を抱える高齢者に現在の移動手段が続けられるよう支援するとともに自立しているうちから、先の移動手段を検討できるよう、移動手段ツールを作成、活用して支援をしている。	○	毎日朝礼後にケアプラン原案をもとにケースの共有、意見交換をし、ミーティング記録に意見内容を記載するとともに、担当者が意見をもとにケアプランに修正内容等を記載している。	
	②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		第1号介護予防支援 (介護計画三々五々) [占有率 18.2 %] 介護予防支援 (ケア21 味鏡) [占有率 7.5 %]			
	③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	○	毎月のモニタリング報告やケアプランチェック、担当者会議を通して実施状況を確認している。また新規ケアプラン作成時には特に利用者に応じた目標になっているか確認を行っている。	○	毎月の実績報告時の報告書や担当者会議等により実施状況を確認している。	
その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(2)		好事例の支援内容をセンター内で共有し、自立を促進するため支援に各々が活用できるよう、検討会を行っている。	○	センターが作成した移動手段が利用できなくなった際の聞き取りシートを活用することで、職員が適切にアセスメントができるとともに、利用者自身も移動手段が利用できなくなった時のイメージができるようになり効果的な取組みとなっている。介護予防に資する好事例を選定し、全職員で事例を共有し、常に確認できるように1冊のファイルにまとめている。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	複数分野にまたがる問題や複雑に絡み合う問題を抱える住民や世帯に対して、関係機関による役割分担の整理や支援の総合調整をして、重層的支援体制事業の一役を担う。		・既存のまもり隊協力機関へ定期訪問し、連携強化している。また今年度も新規のまもり隊協力機関を増やし、地域ネットワークの強化を図った。また、サロンや地区社協の出席講座等に出向き、広報・啓発活動や情報提供を行った。 ・相談援助のスキルアップや他事業の理解を深めるため、基幹相談支援センター事業の職員の受け入れ、同事業及び自立相談支援事業への職員派遣研修を行った。また職員で自主学習を行い他の職員に発表する機会を設け、講師役としてのスキルアップを図った。	◎	年1回約80箇所の高齢者まもり隊協力機関を訪問し、センターへ連絡が入る仕組みを強化するとともに、町内会単位で近隣の店舗同士で支援ができる仕組み作りを取組んでいる。 複合的な課題を抱えている世帯の支援を適切に行うため、事業所間の職員交流を行ったり、事業所内で研修の講師をする機会を設けることで職員の資質向上を図っている。	
	数値目標	相談割合 計画 25 %	3(3)ウ	14.1 %	相談数 927 / 高齢者数 6571	◎	
	相談支援	①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	○	まもり隊マップを更新し、協力機関の一覧表をセンター内に掲示している。今年度は80カ所を更新、うち6カ所が新たな協力機関に加わった。協力機関のネットワークを地域ケア会議を経て町内会単位でのマップにして地域の持つ力を見える化し、相互に支援できるよう地域の店舗等で掲示、配布を行う。	◎	「高齢者まもり隊」協力機関を一覧にし、マップ化して毎年内容を更新した上で協力機関に配付している。 町内会単位で地域全体で高齢者を含む見守りができる仕組みを作り、地域の企業の協力を得てマップの作成を予定している。
		②関係機関等から相談があった際、本人や家族の状況を確認し、相談のあった関係機関等に状況とその後の支援の役割を報告している。	3(3)イ	○	相談から対応、報告までの流れを一覧表で管理し、定期的に進捗確認をして確実な対応ができるようにしている。	◎	関係機関からの相談を一覧にし、対応や報告の実施状況、今後の方針を担当者が入力し、センター長が確認して相談に適切に対応できる効果的な取組みとなっている。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(3)		初回のアセスメント時に確認した内容を必要に応じて関係機関で情報共有しやすいよう、他機関と協働して共通の相談受付表を作成し活用している。	◎	複合的な課題に対応するため関係機関の意見を参考に連携する際のポイントを記載した様式を作成し活用することで、職員が適切にアセスメントができる非常に効果的な取組みとなっている。
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	高齢者虐待の対応終結後も再発防止や養護者支援に努める。権利擁護における個別対応を職員間で共有することで、より専門性の高い支援を行う。		虐待管理シートを活用し、虐待発生から終結までのスケジュール管理をしている。さらに再発防止のため、終結後のモニタリング時期を設定し、継続的に確認を行っている。権利擁護に関する事例が発生した場合は、毎日のケース報告の際に全職員間で対応を協議している。	◎	権利擁護に関する事例は毎日のケース報告時に全職員で対応を協議し、記録している。 高齢者虐待対応については、通報受理から虐待対応後のモニタリングまで管理できるシートを作成し、センター長が管理している。	
	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア	100 % ( 16 件 / 16 件 )	◎		
	虐待対応・養護者支援	虐待対応の終結後も再発を未然に防止する取り組みを行っている。	3(4)ア	○	事実確認を2名体制で行い、確認事項は全員で共有している。虐待と疑わしい事例に関しても逐一基幹包括へ相談し、CMや被虐待者、養護者からの聞き取りを慎重に行っている。既存の虐待管理シートを見直し、終結後の訪問や連絡の目安を設け定期的に状況を確認している。	◎	虐待対応後のモニタリング時期等を記載できるよう虐待管理シートの内容を更新した。 関係機関への聴取や訪宅により虐待の要因となる状況を確認し、虐待対応後も再発を未然に防止する取り組みを行っている。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	◎	金銭管理に関する相談窓口への支援チャートを作成し、金銭面で不安を抱える高齢者へ、作成したチャートを活用してケースごとに適切な相談窓口へ案内するとともに、新人職員のOJTにも活用した。	◎	金銭管理に不安がある方に対応する際に相談先や対応方法を視覚的に判断できるよう支援チャートを作成し、活用することで新人職員でも適切に対応ができる効果的な取組みとなっている。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	○	老人会に出向き「訪問販売お断り」のステッカーを配布し消費者被害防止の啓発を行った。また、消費者被害の抑止力とするため、地域包括支援センターのチラシを配布し、設置していただくよう呼びかけた。	◎	老人クラブへの「訪問販売お断り」ステッカー配付、関係機関を通じてセンターの案内を配付を依頼し消費者被害を未然に防止する取組みを行っている。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(4)		登録者へ介護予防に関する有用な情報が発信できるように、ラインアカウントを作成。消費者被害の啓発など権利擁護に関する情報も発信している。	◎	センターのラインアカウントを作成し、今後イベントや消費者被害についてなどの高齢者に有益な情報を広く発信していく予定としている。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的 ケアマネジメント 業務	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャーが多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員が地域資源やネットワークを活用し、高齢者本人の自立を意識した支援を実践できるようにする。		・圏域内の介護支援専門員に対し、地域資源に関する情報提供を行うとともに、地域資源の役割の理解を深められるよう活動の紹介を行った。 ・介護支援専門員に、訪問歯科診療の嚥下評価を取り入れるよう助言し、在宅生活の維持に向けた取り組みを支援するとともに、サロンへの参加のバックアップを行い、本人の地域活動への参加を意識した支援に繋がった。		ケアマネジャーの必要に応じて社会資源一覧を提示したり、近くの社会資源についての資料を渡す、サロンへの参加支援を行うことで、社会資源をケアプランに取り入れることができるよう支援している。	
	包括的・継続的なケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	○	支援困難ケースの共有や地域ケア会議への参加を通し、様々な関係機関との意見交換を通して連携が図れるよう支援している。	○	ケアマネジャー、医師、歯科医師、地域の関係者が参加する地域ケア会議を実施し、ケアマネジャーが担当地域内の様々な機関と意見交換できる場を設けた。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修の開催や企画への参画を行っている。	3(5)イ	○	包括合同の研修を企画、開催し、介護支援専門員の資質向上に努めている。	○	主任ケアマネ研究会において、地域のケアマネジャーの資質向上を目的とした研修を企画し、実施した。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(5)		地区社協やサロンの活動に圏域内の介護支援専門員と参加し、介護相談や制度説明等を行い交流の機会を持てるよう調整中である。	○	介護相談の依頼があったサロンに担当地域内のケアマネジャーが参加し、交流の機会を持てるよう調整している。
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	地域課題を住民が十分に認識して、参加者と課題を共有できるようにし、住民主体となる取り組みの創設を図る。		各種地域ケア会議や総合相談において地域ニーズを把握し、課題の共有や解決方法の検討を計画的に進め、住民主体の取り組みの創設につなげている。地域福祉コーディネーターと連携し、出席者の選定や内容の検討を行い、住民が主体となって取り組みを創設できるよう支援を行っている。		地域の課題を把握し、住民が主体となる取組みが創設できるよう地域福祉コーディネーターと協働し会議の企画・運営をしている。	
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 2回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 2回 地域ケア会議開催回数 3回 地域協議会開催回数 1回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 1回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 2個		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	◎	会議参加者に事前に内容を周知し、スムーズな進行に努めている。検討内容や決定事項、次回予定は模造紙にまとめ、可視化して参加者と共有している。コロナ禍であったが会議は中止せず、ZOOMアプリを活用して開催し意見交換を行った。日程調整が困難な医療関係者でも遠方から参加でき有益な意見交換が可能となり、ネットワークをマップにし見える化につなげることができた。	○	検討事項、決定事項等は会議中に模造紙にまとめ、参加者と共有している。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している	3(6)ウ	○	地域協議会では、地域ケア会議により創設された取り組み発表を行った。参加住民からアンケートにより意見を集約し、取り組みの横展開に向けてコーディネーターと協働し支援している。	○	地域で新たに創設された取組みを参加者と共有し、参加者が意見を表明できるようアンケートを実施した。また、今後センターが把握している地域課題の解決策を検討し、新たな担い手にもなってもらえるよう地域協議会の参加者を選定している。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(6)		次回、どの地域や団体にアプローチするかを見据え地域協議会を組み立てて参加者の選定を行い、アンケートで意見を拾うよう努めた。	◎	コロナ禍においてオンラインで地域ケア会議を開催し、対面だと参加が難しい医療関係者が参加でき、意見交換を行った。今後一部の参加者のみオンライン参加にする等オンラインを活用することにより多くの方の参加が得られ、地域づくりにおいて多くの意見が得られる非常に効果的な取組みとなっている。

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

以下市が記入

特記事項



令和3年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：春日井市地域包括支援センター鷹来

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
				具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		○	職員全員が実施要綱、運営方針を確認し、事業ごとにすべき役割を意識して業務に取り組んでいる。事業所内に掲示し、常に確認しつつ業務にあたっている。	○	全職員で内容を確認するとともに事務室内に掲示し常に確認できる体制となっている。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	○	月1回のミーティングで事業目標の進捗を確認し、職員全員で遂行している。事業所内に掲示し、常に確認しつつ業務にあたっている。	○	業務ごとに担当者を決め、実行計画を作成し月1回のミーティング時に進捗状況を確認している。また、事業計画等を事務室内に掲示し、常に確認できる体制となっている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	3(1)イ	△	4月のみ配置人数が1名欠けたが、三職種は欠けることなく配置ができています。	△	条例に規定する人員基準は遵守しているが、人員配置評価基準を満たしていない月があった。
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している					
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	○	便りの配布は今年度から2ヶ月に1回の発行とした。今年度配付先としておれんじプラスカフェ4ヶ所を新たに追加し、連携を強化している。民協にも出向き、顔の見える関係作りに努めた。	○	医療機関、薬局等にセンター便りの設置及び配布の依頼をし、センターの周知、啓発を行っている。年2回地区民生委員・児童委員協議会に出席し、民生委員と連携した事例を紹介し、連携強化を図っている。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	○	複数の選択肢を提示し、本人がサービスを自己決定できるよう支援した。	○	本人の希望と状況を確認し、複数の選択肢を提示することで、利用者の意思で選択・決定できるよう支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)オ	○	ISO27001に即した情報保護・管理システム体制に基づき、情報を厳重に管理する。本システムを適宜見直し、継続的に改善し、定期的に職員教育を行っている。	○	法人作成の情報保護・管理システム基本方針に基づき適切に管理している。また、毎月センターで運用確認チェックリストを実施し、管理方法等が適切かどうかを確認し法人に報告している。
苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	○	受付担当者をセンター長とし、苦情を受けた場合はすみやかに情報提供し、対応策について法人管理者とも検討する。対応内容の記録を作成し、市へも記録の写しを提出し再発防止に努めることとしている。	○	法人作成のマニュアルに基づき適切に対応し、内容を記録している。	
業務推進の指針	<b>春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。</b>						
事業目標	利用者及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。			ケアプラン原案作成後に包括内で回覧し、三職種がそれぞれの立場から、自立に向けた介護予防ケアマネジメントが実施できているか確認をしている。確認後、プラン作成者にフィードバックし、よりよいケアプラン作成ができるよう助言・提案を行っている。		ケアプラン原案を回覧し、三職種で自立に向けた介護予防ケアマネジメントが実施できているかを確認している。	
介護予防 ケアマネ ジメン ト業務	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 30 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 10 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 0.9 % ( 45 人 / 5135 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 11 件 ケアマネジメントC請求件数 6 件		
	介護予防ケアマネジメント	①全ての利用者の支援に対し三職種が確認した内容を記録している。	3(2)ア	○	新規で作成したケアプランを回覧し、三職種の視点から提案をする。回覧後、チェックリストの項目ごとに分類し、ファイリングしている。同じようなケースの際に参考にするほか、ケアマネジャーへのアドバイスをする際に活用している。	◎	ケアプラン原案を三職種で回覧し、意見をもとに担当者はケアプランを修正している。記録は基本チェックリストの課題ごとにファイリングしており、課題から事例を探し、今後のケアマネジメントを実施する際の参考となる非常に効果的な取組みとなっている。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		第1号介護予防支援 (介護支援センターグレイスフル春日井) [占有率 22.2 %] 介護予防支援 (介護支援センターグレイスフル春日井) [占有率 26.9 %]		
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	○	自立に向けた目標が立てられ、到達具合はどこまでか適宜確認している。地域資源への移行が期待できる利用者に対しては、委託先ケアマネと協同して支援方針を立てている。	○	毎月の実績報告時に書面でモニタリング状況を確認している。必要に応じて電話等で状況確認している。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(2)		地域のサロンや社会資源である運動教室なども積極的に紹介し、介護保険のサービス以外のインフォーマルサービスの利用も勧めた。特にケアマネジメントCの作成を今年度の重点項目とし、10件を目標に取り組んでいる。	○	サロン利用者やグランドゴルフ利用者等に対しケアマネジメントCを積極的に実施することで介護予防について自己管理し、意欲的に取り組むことができる効果的な取組みとなっている。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	地域住民や関係機関からの情報提供が得られるネットワークの形成を図る。		地域ケア会議から派生した「安心見守り登録」を立ち上げた。おれんじプラスカフェを基点として、登録希望者が喫茶店や地域住民の見守りを受け、異常時には包括へ連絡が入る仕組みづくりを行った。		おれんじぷらすカフェを利用する方のうち見守りを希望する方に対して状況に変化があった際にセンターに連絡が入る仕組みを整えた。	
	数値目標	相談割合 計画 34 %	3(3)ウ	18.1 %	相談数 930 / 高齢者数 5135		
	相談支援	①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	◎	「シニアの便利帳」を作成し、おれんじプラスカフェ・病院・郵便局・民生委員やサロンへの設置・配付をし、住民自ら必要な情報を得られるようにした。また、社会資源マップをリニューアルし、公民館や体育館でのサロン活動の情報やグランドゴルフなどの地域の情報をファイルに集約し、掲示・紹介をしている。	○	「シニアの便利帳」の設置依頼の際やセンター便りの配付時に地域での高齢者の見守りや連携の必要性を説明することで地域のネットワークを構築している。また、便りの設置先を一覧にし、資源マップに掲載している。
		②関係機関等から相談があった際、本人や家族の状況を確認し、相談のあった関係機関等に状況とその後の支援の役割を報告している。	3(3)イ	○	民生委員や地域の団体から依頼が入ったときは、急を要さない場合を除き、できるだけその日中に訪問している。連絡を下さった方には必ずフィードバックし、その後の連携も図れるようにしている。	○	関係機関から相談があった際は、速やかに対応し、今後の連携体制も含め伝え、報告している。
その他、特に重点的に取り組んだ事項			3(3)	既存の鷹来地区版認知症ケアパスを更新し、生活便利帳と統合して、「シニアの便利帳」を作成した。地域の関係機関に配付し、高齢者に必要な情報を身近な場所から入手できるようにした。	○	高齢者に困りごとがあった際に活用できるようセンター独自で認知症ケアパス等を作成していたが、それを1冊にまとめた「シニアの便利帳」を作成し、手に取る人が見やすく、容易に情報更新ができるよう工夫した。	
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	地域で安心して暮らす権利を尊重するため、住民自ら権利擁護の意識をもち、消費者被害や虐待の防止を呼びかけあう地域作りをする。		民生委員のひとり暮らし調査の際、高齢者に手渡す地域包括支援センターの紹介カードに、消費者生活センターや権利擁護センターの連絡先を載せ、啓発に努めた。また、虐待の早期発見を促すチラシを作成し、権利擁護への意識を高く持ってもらえるようケアマネジャーや民生委員などへ配布した。		センターの紹介カードを毎年度作成し、民生委員に調査対象者や気になる人に配付してもらえるよう依頼している。虐待の早期発見のため啓発チラシを作成し、関係機関へ配付した。	
	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア	100 % ( 7 件 / 7 件 )		○	
	虐待対応・養護者支援	虐待対応の終結後も再発を未然に防止する取り組みを行っている。	3(4)ア	◎	コア会議開催に至った対象者の方を一覧で管理し、定期的に関係者との情報共有や必要に応じて訪問し、その後の様子や状態に変化がないか確認し、再発を未然に防止している。また、早期発見を促すチラシを活用し、専門職や地域住民にも啓発活動を行った。	○	虐待対応事例は一覧で管理し、終結後もその後のモニタリング時期等を検討し、対応することで再発を未然に防止する取り組みを行っている。対応した内容は一覧に記入している。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	地域包括支援センターの紹介カードに権利擁護センターなどの連絡先を記載し、住民が直接各機関に相談ができるようにした。また、利用することが本人の権利擁護に望ましい方がいた場合は、積極的に紹介し、必要に応じて面談にも出席している。	○	センターの紹介カードに高齢者・障がい者権利擁護センター等の連絡先を記載し、成年後見制度等が必要な際は直接連絡できるよう周知・啓発をしている。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	○	地域包括支援センターの紹介カードに、消費生活センターなどの連絡先を記載し、住民が直接各機関に相談ができるようにした。また、サロンで年1回は消費者被害についての講話や最新情報の提供を行っている。併せて弁護士会から取り寄せた「訪問販売お断りステッカー」を配布し、消費者被害の啓発活動・注意喚起を行った。	○	センターの紹介カードに消費生活センターの連絡先を記載し、消費者被害について直接相談できるよう取組んでいる。また、サロンでの講話の際に必ず消費者被害の話を入れるようにし、未然に防止できるよう啓発している。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項			3(4)	虐待対応については、虐待の再発を未然に防ぐため一覧表を作成し、評価終了後もしばらく定期的な様子観察を行っている。評価終了後に埋もれてしまいがちなケースも一覧表で管理することで定期的な確認ができ、虐待の再発防止につながっている。	○	虐待の早期発見につながるよう啓発チラシを作成し、関係機関に配付している。気づきのポイントを具体例で示し、また通報後の対応の流れを掲載することで安心して通報ができるよう配慮した効果的な取組みとなっている。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
包括的・ 継続的 ケアマネ ジメン ト業務	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャーが多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	地域のケアマネジャーが多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。		ケアマネジャーと民生委員の交流会を実施予定であり、お互いの業務を知る機会や顔の見える関係作りを行う。またケアマネジャーと民生委員との連絡票など地域とケアマネジャーがつながるツールの作成を検討している。利用者へのネットワークがより細くなるような環境の整備を目指す。		ケアマネジャーと民生委員の交流会を実施し、今後より円滑な連携ができる仕組みができるよう検討する予定としている。	
	包括的・継続的なケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	○	今年度は、民生委員とケアマネジャーとの連携に焦点を当て、交流会を行った。来年度以降も地域とケアマネジャーの意見を参考に、更なるネットワークの構築を目指す。	○	民生委員との交流会を実施し、双方の業務内容を説明した後意見交換をする時間を設けた。今後も継続して実施する予定としている。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修の開催や企画への参画を行っている。	3(5)イ	○	主任ケアマネ研究会主催で、ファシリテーション、地域包括ケアなどをテーマに研修を企画し、地域のケアマネジャーの学びの機会を提供した。	○	主任ケアマネ研究会において、地域のケアマネジャーの資質向上を目的とした研修を企画し、実施した。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(5)	○	必要時にはサービス担当者会議への出席や、インフォーマルサービスの提案を行った。また、地域の中で孤立しがちな利用者に関しては、民生委員とケアマネジャーをつなぐ支援をするなど、ケアマネジャーが多様な機関と連携しやすいよう努めた。	○	地域での見守りが必要な事例等はケアマネジャーが地域の関係機関と連携を図ることができるよう支援している。
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	住民自らが地域課題に気付き、課題解決の取組みができる様、地域福祉コーディネーターと連携した地域ケア会議を開催する。		コロナ禍においても活発であった喫茶店をおれんじプラスカフェとして活用していたが、今年度は見守り機能をさらに追加し、地域とのネットワークをより強めることができた。サロンの再開ができていない地区については、地域福祉コーディネーターと連携し、再開への働きかけと新たな立ち上げに向けて協同している。		地域福祉コーディネーターと連携し、地域ケア会議を開催している。今年度は地域の高齢者が利用する喫茶店を活用した見守りの仕組みを構築し、地域ケア会議を通じて地域住民が安心して生活できるよう検討している。	
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 1回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)	○	地域ケア個別会議開催回数 1回 地域ケア会議開催回数 1回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 1回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 1個		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	○	会議開催後、参加者に向けて会議報告書を送付している。また、今後の動きや自処などを参加者全員と共有し、仕組みづくりまでをスピーディーに行うようにしている。地域福祉コーディネーターも含め、連絡を取り合うことで、参加者同士の方向性の統一とモチベーションの維持につながっている。	○	会議開催後、検討事項や決定事項をまとめた報告書を作成し参加者に送付している。また、地域福祉コーディネーターと協働し、次の会議までの間に参加者と連絡を取り合い、会議運営がスムーズにできるよう取組んでいる。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している	3(6)ウ	○	1回目は書面会議としたが、参加者への説明を個別に行い、情報共有に努めた。回答書では意見を自由に記入できる欄を設け、多くの意見を頂けた。意見をもとに他地区でも取組みができるよう地域福祉コーディネーターと協同している。	○	書面会議を実施する際、会議の目的を伝えるため参加者に個別に説明を行った。また回答書に「○」をつける欄と自由記載欄を設けることで、参加者が書面でも意見が表明しやすいよう工夫し開催した。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(6)	○	おれんじプラスカフェへ直接出向き、喫茶店の見守り機能について再度説明し、協力を依頼した。また、「包括たより」の設置を依頼し、定期的に包括職員がおれんじプラスカフェへ出入りする事で、情報を得やすい関係作りを努めた。	○	地域ケア会議から創設した地域の喫茶店を活用した見守り支援が上手く機能するよう協力店舗へ職員が出向き、店主との良好な関係が継続できるよう取組んでいる。

※ 具体的な取組み: 事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

以下市が記入

特記事項

令和3年度 地域包括支援センター事業評価票

地域包括支援センター名：春日井市地域包括支援センター柏原

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			◎○△	具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		○	年度開始時の会議で、全職員で実施要綱や運営方針の確認をし、資料を回覧。見える場所にファイルを保管し、会議等で定期的に確認している。	○	年度初めに回覧して全職員が確認し、ファイルを事務室内に保管して常時確認できるようにしている。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	○	年度初めに事業計画を全職員で確認し配付。評価項目ごとの目標等をわかりやすくまとめた詳細計画・各事業の年間スケジュール表を作成し掲示、進捗状況を毎月の会議で確認し、回覧している。	○	評価票に具体的に取組む内容及び担当者を記載し全職員で確認している。また、事業計画年間スケジュールに担当者が進捗を記載し全職員で進捗を把握、確認している。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	3(1)イ	△	年度初めと職員の入れ替わりごとに、センター長にて人員基準を確認している。職員募集のための努力を重ねたが、応募がないまま人員の欠員期間が1か月間、職種(主任介護支援専門員)の欠員期間が5か月間できた。センター内職員が主任介護支援専門員の資格を取得することで、9月からは配置基準を満たしている。	△	条例に規定する人員基準及び人員配置評価基準を満たしていない期間があった。
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している					
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	○	包括の案内等を担当地域全域に回覧板で回す(1回/年) お便りを作成(2回/年)し、市役所や公民館等へ配置。地域の集まりの場に挨拶に出向く。民生委員地域の実情把握調査で案内配付。薬局や医療機関等に案内掲示依頼。相談時に案内配付し、近隣の心配な方への包括の周知を依頼している。	○	定例化している回覧や便りの設置を今年度も引き続き実施し、近隣の心配な人や相談すると良い人に案内を渡すよう依頼することで、センターの周知に取組んでいる。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	○	常に利用者の自己決定を尊重、ホームページや施設一覧、県情報公表システム等インターネットを活用した情報等を提供、複数の選択肢を提案し、利用者自身が選択し決定できるよう対応している。	○	一覧等で複数の選択肢を提示して利用者が自己決定できるよう支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)オ	○	春日井市医師会在宅療養センターの個人情報保護管理マニュアルを全職員で確認し、それに沿って対応している。春日井市個人情報保護条例を回覧し確認。ケース記録を通し番号で管理し、鍵のかかるカルテ庫に保管、施錠をセンター長が退所時に確認し、鍵を鍵庫で保管している。	○	マニュアルを規定して適切に管理している。また、支援の記録に通し番号を付し、管理場所を記録することで紛失を防止し適切な管理に取組んでいる。
苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	○	苦情対応については責任者をセンター長とし、受付担当にて収集した情報について、センター長、療養センター長とともに協議し、その後の対応を行う。必要に応じ市へ報告を行う。苦情の内容(当事業所・他事業所)を記録に残す。苦情や事故につながるインシデント等を記録し、毎月開催している「安全委員会」で予防策を検討し、共有している。	○	苦情受付の様式と報告手順を定め適切に行っている。療養センター内の安全委員会で毎月予防策を検討している。	
介護予防ケアマネジメント業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、予後予測を適切に行い、自立支援型のケアプランを作成する。			必要なケースで療法士派遣事業を活用し(実績4件)、予後予測を適切に行い、さらに新規のケースはケアプランチェック票によりケアプランの内容を三職種で共有し記録(1回/月又は随時)、自立支援を目標とできているか評価している。介護予防ケアマネジメントマニュアルを確認しながら業務を行うことで職員間で統一した対応が図れるようにしている。		介護予防ケアマネジメントマニュアルを確認しながら業務を実施し、必要に応じ療法士等派遣事業を活用することで適切なケアマネジメントを実施している。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1.50% 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 30 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 7 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.5% ( 89 人 / 5836 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 18 件 ケアマネジメントC請求件数 8 件		
	介護予防ケアマネジメント	①全ての利用者の支援に対し三職種が確認した内容を記録している。	3(2)ア	○	新規のケースは、独自のチェック票を使用することで、プランチェックを効率良く行い、三職種の意見を記録に残し、それをもとにプランを修正変更している。継続のケースは必要時にミーティングで担当者が報告・相談することで共有を図っている。主任介護支援専門員が不在期間は介護支援専門員が意見を提出した。チェックしたプランを事例集としてファイリングし、いつでも見返せるようにしている。	○	サービス担当者会議前にチェック表に自己点検した結果を記載した後、回覧又は毎朝のミーティング時にケアプラン原案の内容を三職種で確認し、記録している。確認したケアプラン等は1冊のファイルにまとめ、事例集として活用している。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位の事業所 コープあい福祉サービス) [占有率 14.3%] 介護予防支援 (第1位の事業所 上条ケアプラザ・グリーン) [占有率 8.6%]		
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	○	毎月の実績報告、評価時に提出される書類を確認する、担当者会議出席等により、委託先事業所の介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	○	実績報告時に書面でモニタリングの状況を確認している。担当者会議にも原則出席し、関係機関の意見を確認することでケアプラン作成に適切に関与している。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(2)		柏原地区社会資源マップをコーディネーターと共に地域協議会を通して作成し、地域の関係機関や居宅介護支援事業所、相談時に利用者へ配付している。介護サービスのみに頼らず、就労やボランティア、サロンや茶話会等多様な手立てにより包括的に高齢者の支援を組み立て、ケアプランに反映させるよう、委託先事業所に働き掛けている。	○	集まりの場のみでなく、ボランティアや就労を目標とする人にも活用できるマップを作成し、ケアマネジャーが社会資源を活用したケアプラン作成に活用できるよう配付する予定としている。 また、かすがいねっと連絡帳にマップをアップし、幅広く活用できる工夫をしていく予定としている。

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
			◎○△	具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
事業目標	これまでに構築した関係機関との連携を密にし、地域の高齢者に関する情報がセンターに早期に入り、地域ニーズを把握しやすい体制を作る。		○	町内会回覧依頼(1回/年) 町内会、老人会、高齢者サロンの会長等にコロナ禍での会の開催状況を確認し、開催している団体へ出向き挨拶し、お便りを配付する等、連携を図った。民生委員児童委員協議会へ出席。地域の実情把握調査後に民生委員と電話での情報交換を行った。医療機関への案内掲示依頼(2年に1回)・高齢者まもり隊の依頼 まもり隊等との連携事例を蓄積し、高齢者まもり隊新聞(年1回)により好事例等の共有を行った。高齢者まもり隊マップを更新し配付。	○	実態把握調査の一覧表をもとに全ての民生委員と情報交換を行い、連携を図っている。 薬局、郵便局、商店等に高齢者のことで気付いたことがあった際にセンターに連絡が入る仕組みを「高齢者まもり隊」とネーミングをつけ、まもり隊新聞を発行することにより組織の意識付けができています。まもり隊同士で直接高齢者の情報共有する等連携できる効果的な取組みとなっている。
数値目標	相談割合 計画 38% %	3(3)ウ	○	22.9% 相談数 1339 高齢者数 5836	○	
総合相談 支援業務 相談支援	①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	○	高齢者まもり隊マップ・地域ネットワーク一覧を更新。高齢者まもり隊、医療連携の一覧表等をセンターに掲示。高齢者まもり隊マップを依頼先へ配付。	○	高齢者まもり隊となっている機関を記載したマップを更新し、センターに掲示するほか協力機関へ配付している。
	②関係機関等から相談があった際、本人や家族に状況確認をし、相談のあった関係機関等に状況とその後の支援の役割を報告している。	3(3)イ	○	関係機関から連絡が入った時は、速やかに訪問、または聞き取りにより、高齢者本人等の状況を確認する。連絡元に対し、個人情報に配慮した内容でフィードバックを行い、役割を伝える等連携を図っている。常時センターに職員が残るようにし、相談・対応が遅れない体制を作っている。	○	事務員を常時事務室内に配置し、電話や来所者の相談に応じており、専門職が専門的な相談支援に専念できる体制を整えている。 関係機関からの相談に対応後、相談者に対してできる範囲で役割を伝えて連携を図っている。
その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(3)	○	・全職員がどのケースでも効率良く相談対応が行え、相談が途切れることが無いように、システム内基本情報に情報を集約し入力、すべてのケースに通し番号を付けケース記録管理票で管理、対応中のケースはカルテ庫に紙ベースで記録を保管し、見える化を図っている。 ・新人職員に対する教育計画を立て、業務マニュアルに沿って業務を説明、毎日のミーティングや業務を通してOJTを実施、定期的に面談を行い段階的に評価を行うことで、無理なく各業務を実践できるようにしている。 ・コロナ禍において、体調不良高齢者の対応に備え、感染防止グッズの内容を見直して一袋にまとめ、感染予防対応マニュアルに沿って訪問できるようにしている。 ・新型コロナウイルス感染症濃厚接触高齢者に対応可能な入院先病院、訪問診療や社会資源の情報を収集し、情報提供と相談支援を行った。 ・春日井市民病院の退院時支援面談等を効率的に行う為、Webexを導入している。	○	職員が入職した際の教育計画を定め、段階に応じて自己評価をしたのちに面談し教育体制を整えている。 センター独自で新型コロナウイルス感染が疑われる方の対応を安全に行うため看護師を中心にマニュアルを作成し、また、新型コロナウイルス感染拡大時に濃厚接触者となった高齢者に対応可能な病院等の情報収集を行い、相談があった際に早急に対応できる体制となっており効果的な取組みとなっている。
業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
事業目標	全般を通し権利擁護の視点に立ち、成年後見制度等適切な制度へつなぐ支援を行う。虐待の早期発見・再発防止、消費者被害の未然防止のため、民生委員、介護保険サービス事業所、居宅介護支援事業所他、関係機関と連携を図る。		○	業務全般を通し権利擁護の視点に立ち、適切な制度や機関につなぐ支援を本人、家族に対し行う。左記リーフレットを携帯し、相談時に配付。総合相談支援業務評価に記載の通り、関係機関との連携を強化し、高齢者に対する権利侵害の予防と早期発見ができる体制を作り、基幹型センターや市の担当課と協議の上、必要時に弁護士相談を活用する等個別ケースに即した対応を行っている。特に担当地域の居宅介護支援事業所に対して権利擁護に関する案内を作成し配付、連携強化の働き掛けを行っている。市の対応マニュアルに基づき作成したセンター内の対応マニュアルを職員全員で確認し対応している。	○	居宅介護支援事業所へ高齢者虐待や消費者トラブルに関する相談についての案内を配付し、早期発見、早期対応ができるよう連携を強化している。市の高齢者虐待対応マニュアルからセンターの対応手順のみを抽出して作成したマニュアルを全職員で確認している。
数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア	○	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応ができているか、センター内で情報を共有し、担当で確認する。 100% (6件 / 6件)	○	
虐待対応・養護者支援	虐待対応の終結後も再発を未然に防止する取り組みを行っている。	3(4)ア	◎	永眠や分離以外で虐待対応を終結したケースや、虐待無と判断したがリスクがあり必要なケースについては、終結時にその後の対応計画を立て、独自に作ったモニタリング実施確認票を活用し、定期的にミーティング等で経過の確認を行うことで、支援が途切れないようにし、虐待の再発防止、早期発見に取り組んでいる。さらに、再発リスクが高いケースでは、必要時に介護支援専門員と同道訪問する等、直接的な関わりを持ち続けるようにしている。	○	モニタリング実施確認票を新たに作成し、月1回のミーティングで虐待対応の評価時期等を全職員で確認している。虐待対応終結後も再発リスクが高い事例は定期的に訪問するなどセンターとして直接的な関わりを継続することで、再発時早急に対応ができるよう努めている。
成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	成年後見制度等の活用が必要な場合、高齢者・障がい者権利擁護センターと連携し、後見申立てがスムーズに行われるよう、制度説明、本人家族間の調整、受診の支援等を行っている。地区民生委員協議会で成年後見制度の事例を扱い、権利擁護センターの説明の場を設け、地域での活用の促進に協力している。	○	地域の民生委員を対象に成年後見制度を活用する事例を通じて高齢者・障がい者権利擁護センターの説明を行い、担当地域内での活動に協力している。
消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	◎	消費者被害情報が入った場合、個別対応を行う他、市や民生委員(民生委員ネット連絡網の活用)と共有し、再発防止の見守りを強化。お便りに消費者被害予防啓発の内容を掲載し周知を図る。担当地域内介護支援専門員へ独自の案内を作成し配付、情報提供と連携を依頼している。	○	既存の民生委員の連絡網を活用してリアルタイムで情報提供が必要な消費者被害等の情報を配信することで、身近な地域で高齢者の見守りを行う民生委員に遅滞なく必要な情報が届き、消費者被害を未然に防止できる効果的な取組みとなっている。
その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(4)	○	民生委員のネット連絡網(メール・ライン)を活用し、包括が担当地域内の消費者被害等の情報を迅速に発信することで、地域の見守りを強化、被害を未然に防げる体制を作っている。	○	地域の居宅介護支援事業所等にかすがいねっと連絡帳を活用し、消費者被害等の情報を共有する予定としている。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				◎○△	具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ途切れない援助を行うため、ケアマネジャーの行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャーが多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員が抱える課題・ニーズの把握に努め、必要な支援を行う。担当地域内の介護支援専門員と社会資源との連携促進を図る。			社会資源との連携促進・介護支援専門員同士の連携や交流を目的に研修・交流会を企画開催している。主任ケアマネジャー研究会企画研修：令和3年10月1日「ファンリテーションの理解」研修会開催 地域包括柏原企画研修（担当地域内研修）：令和4年1月18日「活用してみよう！かすがいねっと連絡帳」研修・交流会開催		社会資源との連携促進、介護支援専門員同士の連携等を目的に研修を企画実施している。
	包括的・継続的なケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	◎	企画した医療関係者（クリニック窓口看護師）と介護支援専門員の連携を図るための研修会は、コロナ禍の為来年度に延期とした。これに代え医療と介護の連携の促進を図る為、介護支援専門員に対し、かすがいねっと連絡帳の活用促進を目的とした研修・交流会を担当地域内で開催。	◎	担当地域内の介護支援専門員がかすがいねっと連絡帳を活用し、医療や介護関係者と円滑に連携、意見交換ができるよう研修・交流会を予定しており、効率的にICTの活用を進められる非常に効果的な取組みとなっている。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修の開催や企画への参画を行っている。	3(5)イ	○	対象とする介護支援専門員の条件と目的を明確にして研修計画を立て、実施することを他センターの主任介護支援専門員と共同で行った。	○	主任ケアマネ研究会において、地域のケアマネジャーの資質向上を目的とした研修を企画し、実施した。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(5)		・独自に作成した一人暮らし入院時支援等チェックリストを研修会等で配付し、その活用を促し、介護支援専門員が民間サービス事業者等と連携し見守りを依頼できる体制作りを支援している。 ・地域の介護支援専門員とかすがいねっと連絡帳でネットワークを作ること、マップや社会資源一覧等の情報共有の効率化を図ると共に、上記研修会開催により、担当地域内介護支援専門員に対し、かすがいねっと連絡帳の具体的な活用が促進されるよう働き掛けた。	○	センターが業務を運営する中で把握した、入院時に確認が必要となる情報を事前に確認できるように入院時支援等のチェックリストを作成し、ケアマネジャーに提供し、アセスメント時に必要事項を確認でき、急な入院等にも対応ができるよう支援している。
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	地域福祉コーディネーターと連携し、地域特性や地域住民のニーズを把握し、参加者が課題を身近に感じ解決の取組みを検討できるよう会議を企画し、実施する。			地域ケア個別会議や、総合相談業務、地域協議会等を通じて把握した地域課題や住民のニーズ等について、地域でその課題を話し合うことで地域住民や関係機関が身近な地域課題として意識し、解決へ向けた取組みを検討することができるよう会議を開催。すべての会議において企画書により開催の目的、課題を明確にしている。会議開催時には企画の段階から地域福祉コーディネーターと協働し、運動の教室の立ち上げや、新しいネットワークづくり等、住民活動へつなげ易いように取り組んでいる。		地域ケア会議等を開催する前の企画段階から地域福祉コーディネーターと協働している。企画書を作成することにより会議の目的や地域課題等を明確にした上で、会議を実施している。
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 2回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 2回 地域ケア会議開催回数 5回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 1回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 2個		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	○	今後の会議の方向性や、取組みの創設に向けた手順について参加者と共有するため、会議での検討事項・決定事項をまとめた記録を作成し、書面で配布している。	○	会議後に検討事項及び決定事項をまとめ、書面で参加者に配付している。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している	3(6)ウ	◎	老人会や地区社協等各団体の代表者や民生委員等30名に出席を依頼。前会議後の成果の報告として、新設された地域活動のアイデア等の紹介を行い、情報を共有、さらに横展開が図れるように企画段階から意識して開催している。コロナ禍でも意見を表明できるよう、事前調査や当日のアンケート等を活用し個々の意見を聴取、議事録によりフィードバックを行っている。協議会の中で、活動団体の報告時にインタビューを行ったり、社会資源マップのネーミングを行う時間を作り、住民が「我がこと」と感じて参加できるように工夫している。	○	事前の出席依頼時に検討事項の意見をもらうことで、参加者からの意見を反映した資料を作成し会議を実施した。地域活動実施団体の活動内容等を記載した一覧を作成し配付することで他団体の活動状況と比較し、新たな取組を始めようとする団体もあり、地域住民への周知のみならず、活動団体の士気を高める効果的な取組みとなっている。
その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(6)		コロナ禍・コロナ明けに向けて、地域活動を促進させる為の取組みを以下のように行った。 ・柏原地区社会資源マップ・一覧(案)をコーディネーターと共に作成し、地域協議会において親しみやすい名前を決定し、完成させ配付。コロナ禍において地域の社会資源を見える化することで、お互いの活動内容を意識し、地域活動再開に向けて各団体代表者の気持ちや前向きにつなげられるよう働き掛けた。同時に、各団体代表者へ、活動再開の課題や不安に対する具体的サポート(さぼてんクラブ)の情報や、メンタルヘルス対策(コロナストレス)の情報提供も行った。 ・コロナ禍でできる介護予防活動として、「かすがい健康マイレージ」の活用を検討する地域ケア会議を開催し、地域住民の活用につなげ、その活動を地域協議会で紹介し、各団体代表者へ用紙を配付し横展開の働きかけを行った。 ・コロナ禍でできる介護予防活動、高齢者の生きがい作りとして、昨年立ち上げた「未来ヴィレッジ手仕事プロジェクト」のその後の活動を地域協議会やお便りにて報告・周知を行うと共に、新たな参加者を増やす等、活動が軌道に乗るよう協力している。	○	コロナ禍やサロン活動以外の日でも介護予防活動ができるよう「かすがい健康マイレージ」を活用した取組を今後展開する予定としている。 集まりの場のみでなく、ボランティアや就労を目標とする人にも活用できるマップを作成し、地域協議会参加者で名称を決めることで、地域協議会に参加した地域住民及び地域の関係機関がマップの内容を丁寧に確認し、また、地域資源の活用及び発展に関心を持ってもらえる効果的な取組みとなっている。	

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

以下市が記入

特記事項 災害時のセンター内の連絡体制を年2回確認している。

令和3年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：春日井市地域包括支援センター中部

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		○	実施要綱・運営方針について全職員に配布し、常に意識しながら取り組むよう働きかけている。	○	年度当初に配付し各自で常に確認できる環境を整えている。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	○	毎月全員参加の会議を開催し、計画目標の達成状況の確認や今後の取組みについての意見交換をしている。	○	毎月の会議で相談数等の実績値と合わせて事業ごとの進捗状況を全職員で確認している。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している 地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している	3(1)イ	△	常勤職員を三職種各1人以上配置 職員退職に伴い、9/1より常勤換算で人員基準に対し約0.6人欠員中。新たな人員採用により11/15に解消する。	△	条例に規定する人員基準は遵守しているが、人員配置評価基準を満たしていない期間があった。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	○	地域住民が利用する場所に包括新聞を設置し、相談窓口としての周知を図っている。また民生委員児童委員協議会へ出席し、連携を図っている。	○	薬局、金融機関、喫茶店等地域住民が日常的に利用する場所に包括新聞を設置し、周知している。毎回地区民生委員・児童委員協議会に出席し連携を図っている。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	○	相談内容に応じて複数の方法、選択肢を提案するよう努め、可能なら事前に見学や体験機会を手配して、利用者が自らの意思で決定できるよう支援している。	○	対象者が自分の意思で決定できるよう、できる限り複数の選択肢を提示している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)オ	○	法人で定められた個人情報保護規程に基づき、個人情報の管理・保管を行っている。事務所は職員退室後は施錠を徹底している。	○	法人作成の個人情報保護規定に基づき、適切に個人情報の管理・保管を適切に行っている。
	苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	○	苦情を受け付けた場合には速やかに上司へ報告・対応し、法人規程の様式にてその経緯を記録している。その記録は年2回の法人開催の第3者委員会に提出される。	○	苦情内容、対応を記載する様式・対応の手順を定め、適切に行っている。
介護予防 ケアマネ ジメン ト 業務	業務推進の指針	<b>春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。</b>					
	事業目標	利用者自身の能力を活用し、自立の意識が持てるように介護予防マネジメントを実施する。		△	・初回のケースや迷ったケースでは三職種で意見交換し、介護保険以外の資源の利用についても検討した。 ・療法士派遣を活用し、利用者自身の自信の回復や自主的な取り組みを図った。	△	適切な介護予防ケアマネジメントを実施するため、ケアプラン原案を回覧し、三職種で意見を記載するとともに、毎朝・夕礼にて意見交換している。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1.2 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 50 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 5 件	3(2)	△	第1号介護予防支援利用割合 1.3 % ( 121 人 / 9,100 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 26 件 ケアマネジメントC請求件数 4 件	△	
	介護予防ケアマネジメント	①全ての利用者の支援に対し三職種が確認した内容を記録している。	3(2)ア	○	・朝・夕礼において随時プランや支援についての情報共有・意見交換をし、ノートに記録している。初回のケアプランについては全員に原案を回覧し、それぞれの職種の視点から意見を集め、さらに困難事例・参考事例については月1回の会議で再度取り上げ検討している。	○	ケアプラン原案を回覧し、三職種で意見を記入し、1冊のファイルに保管するとともに、朝、夕礼時に情報共有・意見交換している。支援困難事例等は三職種の意見とその後の対応、効果について記載する様式にまとめ、振り返りができる体制となっている。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ	△	第1号介護予防支援 (上条ケアプラザ・グリーン) [占有率26.3%] 介護予防支援 (上条ケアプラザ・グリーン) [占有率11.7%]	△	
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	○	・毎月のケアプラン策定表での簡易な状況確認の他、状況変化があれば相互に連絡を取り合った。	○	毎月実績報告時に書面で状況を確認し、詳細を確認すべき利用者については、受託者に電話等で状況を確認している。
その他、特に重点的に取り組んだ事項	3(2)	△	・新規採用職員に対し、指導担当をつけ、加えて三職種での助言を行うことで、早期の業務習得を図った。	○	新規採用職員に対して担当者が指導するほか、必要に応じて各職員が助言し、指導担当が適宜習得状況を確認している。		

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	地域のネットワークを強化し、そのネットワークを活用して支援や介入が必要な地域住民を早期発見・対応する。		・勝川駅近隣で地域の特性を生かした見守りネットワークを構築できた。今後はその取り組みを参考に、他地域にも波及していくことを目指す。 ・上条地区にて社会資源の現状の確認を行った。 ・民生委員児童委員協議会へ出席を継続して協力関係を維持した。 ・従来からの利用者基本情報に加えて、多層課題チェック表を取ることとしていく。		複合的な課題を抱えている世帯の課題整理ができ、職員間で情報共有ができるようチェック表を作成した。また、チェック表を活用することで職員のアセスメント力の標準化・強化にもつながるような取組みとなっている。 今後のネットワークを強化するため、一部地域の現状確認を丁寧に行っている。	
	数値目標	相談割合 計画 30 %	3(3)ウ	20.8 %	相談数 1,895 / 高齢者数 9,100		
	相談支援	①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	◎	・勝川駅前商店街、徳農区において店舗間の連携を活用した見守りネットワークを構築、その仕組みを明示するチラシを作成した。勝川駅前地区ではさらなる反響もあった。	◎	見守りネットワークに協力している商店街理事会にチラシのデータを渡し、印刷及び協力店舗への掲示を行っている。協力機関がチラシの印刷や掲示依頼を行い見守りの必要性を自覚できたことで、店舗同士が連携し支援した事例もでき非常に効果的な取組みとなっている。
		②関係機関等から相談があった際、本人や家族の状況を確認し、相談のあった関係機関等に状況とその後の支援の役割を報告している。	3(3)イ	○	・相談を受けた後のフィードバックは必ず行い、今後の方針、連携についても確認している。	○	相談があった際は速やかに状況確認を市、朝・夕礼時にセンター内で共有し、相談者へ報告する際今後の連携等について確認している。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(3)	・総人口が多い地区であるためか、高齢者に係る問題に限らず、世帯として多様な課題が多い。支援していくため、聞き取りにより多くの時間をかけ(ケースによっては複数人で対応)、高齢者支援の枠を超えて関係すると見込まれる機関に協力を働きかけた。	○	事例の内容により複数人で対応している。また必要に応じて関係機関に情報共有し、連携している。 勝川分室での相談も増えている。	
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	地域の関係者・関係機関と連携し、高齢者虐待の発生及び再発防止、消費者被害の発生防止を図る。		・民生委員児童委員協議会へ出席し早期の情報収集に努めた。 ・広報紙に警察提供の防犯情報を掲載した。 ・月1回の部門内会議で虐待通報関連のケースにつき全職員で経過を共有することで、誰が新たな情報を受けても対応できるように努めた。		高齢者虐待について朝・夕礼時に全職員で情報共有、意見交換するとともに、毎月のセンター内会議で、全職員で対応事例の経過報告や支援計画の検討を行っている。 消費者被害防止のため、包括新聞に警察からの情報を掲載した。	
	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア	100 % ( 15 件 / 15 件 )		○	
	虐待対応・養護者支援	虐待対応の終結後も再発を未然に防止する取り組みを行っている。	3(4)ア	○	・支援関係者との間に情報共有ツールを作り、異変の早期把握に努めた。また経過把握のための連絡(期間はケースによる)を取り、月1回の部門内会議で職員に共有した。	○	虐待対応終結後、関係機関がセンターに情報共有ができるように様式を定め報告を受けることで、再発防止や再発時の早期発見のために効果的な取組みとなっている。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	・認知症や身寄りがないことで悩んでいる方に成年後見制度や身元保障団体を説明・紹介し、必要な場合は権利擁護センターに同行して連携に努めた。	○	認知機能の低下が疑われる高齢者に成年後見制度等を紹介し、必要に応じて高齢者・障がい者権利擁護センターに同行した。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	○	・広報紙に警察から提供された防犯情報を掲載し、周知を図っている。	○	包括新聞に消費者被害についての内容を掲載し、担当地域内の店舗への設置や民生委員及び地域のサロン参加者へ配付することで関係者と協力し、未然に防止する取組みを行っている。
		その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(4)	・虐待通報ケースは多重の問題を抱えている場合、あるいは本質的に高齢者支援とは異なる課題を持っている場合が多く、聞き取りを慎重に行い、より適切な支援先との連携を試みた。	○	事例により必要な機関と連携しながら支援している。



評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			具体的な取組内容等	◎○△	評価理由		
包括的・継続的 ケアマネジメント 業務	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャーが多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員が抱えている問題に対して解決につながるよう支援していく。		・第2春緑苑、勝川分室の両拠点で常時ケアマネジャーからの相談を受け付けている。 ・相談に対しては情報提供やケアマネジメント支援についての助言を行った。 ・ケアプランのインフォーマルサービス活用の一助として、民生委員とケアマネジャーの交流会をセッティングし、相互理解を図った。		常時ケアマネジャーからの相談を受けており、助言等の支援をしている。また、ケアマネジャーと民生委員の双方の業務内容の理解と意見交換の場として交流会を実施した。	
	包括的・継続的なケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	○	・広報紙の配付時や民生委員児童委員協議会への出席の際に地域の近況の聞き取りや意見交換に努めた。	○	地区民生委員・児童委員協議会で担当地域内のケアマネジャーとの交流会を実施し、意見交換の場を設けた。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修の開催や企画への参画を行っている。	3(5)イ	○	・主任ケアマネ研究会主催の勉強会を各地域包括と協力して開催した。	○	主任ケアマネ研究会において、地域のケアマネジャーの資質向上を目的とした研修を企画し、実施した。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(5)		・民生委員とケアマネジャーの相互理解の場として交流会を開いたところ、思いの他互いのことを知らずにいることが判明した。地域包括がパイプ役となるところまで確認、今後さらに連携促進に繋がる機会やツールの創設を目論む。	○	民生委員とケアマネジャーの顔の見える関係づくりのため交流会を実施し、今後は事例検討等を行う予定としている。地域ケア会議への参加をケアマネジャーに依頼し地域の関係機関とつながるよう働きかけている。
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う課題解決の取組を検討する。					
	事業目標	地域福祉コーディネーターと連携し、地域の特性やニーズ、課題を把握し、地域住民が主体的に関わっての課題解決に繋げる。		・地域福祉コーディネーターと同行し、個別訪問を重ねて地域事情を把握し、取組への参加を募った。 ・住民主体での活動とすることの意義を粘り強く説明することで、ともしれば「地域包括がやればいいことだ」という声が出がちな空気の解消に努めた。		地域課題を適切に把握し、地域住民の意見を尊重しながら、会議を進行するように努めることで、住民が主体的となる取組が創設できた。	
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 1回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 1回 地域ケア会議開催回数 6回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 1回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 2個		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	○	・コロナ禍で集いが難しい中でもキーとなる方々に連絡を取り実情把握や働きかけを継続することで、1年以上かけての取組の誕生につながった。	○	会議の終わりで検討事項や決定事項及び次の開催時期を共有している。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している	3(6)ウ	◎	・地域住民と幾度も協議を重ね、共に活動する上での目的意識を合わせることに努力した結果、地域協議会内の活動参加者からの発言機会において発表内容に共感と説得力を与えてくれる発言を得られた。	○	地域住民との話し合いを重ねてきた取組についての思いを活動実施者に発言してもらうことで、地域活動の重要性について説得力のある発言を引き出すことができ、他の参加者が取組みに共感できる会議を実施した。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(6)		・高齢者の見守りネットワークの構築に焦点を当て、地域特性やきっかけにあわせて異なる活動に取組み、住民活動の創設につなげた。	○	地域ケア会議で地域住民にアンケートを実施することで住民による見守りの必要性を会議参加者が認識し、意識変化ができ、取組みにつなげることができた。

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

以下市が記入

特記事項

令和3年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：春日井市地域包括支援センター西部

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄			
				具体的な取組内容等	◎○△	評価理由		
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		○	事業所内ミーティングで内容を説明し、実施要綱、運営方針を回覧する。回覧後ファイル保管し、常に確認できる状況である。必要な職員はコピーを取り個別に保管している。	○	年度当初のミーティング及び回覧で職員全員で内容を確認している。また、ファイリングし保管することで常に確認できる体制となっている。	
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	○	事業計画は事業所に掲示してあり、常時確認できる。実行計画を作成し、毎月2回行う事業所内ミーティングで進捗状況を確認している。	○	業務内容別に担当者を決め、実行計画を作成し月2回のミーティング時に進捗状況を確認している。	
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	3(1)イ	△	5月に職員1名が欠けたが、6月からは6名配置し、人員基準を遵守している。プランナーを配置していたが、10月より産休に入っている。職員の減員期間も三職種の配置を欠くことなく配置している。職員間の連携を密にし、チームとして業務を行っている。各職種を2名ずつ配置しており、休みの場合ももう一人が対応もできるようにしている。	△	△	条例に規定する人員基準は遵守していたが、人員配置評価基準を満たしていない月があった。
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している						
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	◎	毎月「目からウロコだより」を発行し、医療機関や店舗、町内会に配布、民生委員協議会や老人会、地区社協、サロン等へ年1回は出向き、包括について説明したり、講話を行うなどし、啓発活動を行っている。町内会未加入者へも周知できるよう、一部地域では地域の掲示板に「目からウロコだより」の掲示を行っている。訪問の際にも持ち歩き、周知に努めている。	○	毎月センター便りを発行し、医療機関や店舗などに設置、配布依頼をしたり、老人クラブや地区社協等地域の高齢者の集まりに参加する際にセンターの役割を伝えることで周知・啓発を行っている。町内の掲示板へセンター便りの掲示を依頼しており、町内会未加入者にもセンターの周知ができる取組みとなっている。	
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	○	複数の選択肢を提案し、対象者が自分の意思で決定できるように支援している。	○	複数の選択肢を提示し、対象者が自らの意思で決定できるように支援している。	
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)オ	○	ISO27001に即した情報保護・管理システム体制に基づき、情報を厳重に管理する。本システムを適宜見直し、継続的に改善し、定期的に職員教育を行っている。	○	法人作成の情報保護・管理システム基本方針に基づき適切に管理している。また、毎月センターで運用確認チェックリストを実施し、管理方法等が適切かどうかを確認し法人に報告している。	
苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	○	受付担当者をセンター長とし、苦情を受けた場合は、速やかに対応策について法人管理者とも検討する。対応内容の記録を作成し、市へも記録の写しを提出し再発防止に努めることとしている。	○	法人作成のマニュアルに基づき適切に対応し、内容を記録している。		
介護予防 ケアマネ ジメン ト業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。						
	事業目標	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順にそって、高齢者自身と課題と強みを共有し、自立や自己管理に向けたケアマネジメントを行う。			介護予防ケアマネジメント初回プラン作成時はセンター内で回覧し、三職種の意見聴取、見立ての共有を行い、より意欲的に取り組める目標設定・プランになるよう三職種で内容を確認する。		ケアプラン原案をセンター内で回覧し三職種で自立や自己管理に向けたケアマネジメントができていないか確認している。	
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 2 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 12 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 6 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.6 % ( 126 人/ 8042 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 21 件 ケアマネジメントC請求件数 3 件			
	介護予防ケアマネジメント	①全ての利用者の支援に対し三職種が確認した内容を記録している。	3(2)ア	◎	介護予防ケアマネジメント初回プラン作成時は回覧し、三職種の意見聴取、見立ての共有を行い、作成者自身の気づきを記録し、再作成したプランを回覧し、職員間での振り返りを行っている。サービスごとに分類し、指導する際や今後のプラン作成時に活用しやすいよう保管をしている。	○	ケアプラン原案を全職員で回覧し、三職種の意見と担当者の気づきを記載したのち、プランの修正をし再度回覧している。利用するサービスごとにファイリングし、今後のプラン作成の参考となるよう取組んでいる。	
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第一位の事業所名 六軒屋指定居宅介護支援事業所、 介護支援センターグレイスフル春日井) [占有率 14.8%] 介護予防支援 (第一位の事業所名 ケア21春日井) [占有率 15.62%]			
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	○	毎月実績報告の際の状況報告を確認し、支援状況を把握するとともに、必要なアドバイスを電話、面談、同行訪問にて行っている。	○	毎月の実績報告時に書面でモニタリング状況を確認し、必要に応じて電話等で状況確認している。	
その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(2)		三職種で共有を行ったプランは、作成者が意見を元に再検討をし、利用者の自立支援に向けた適切な支援が行えるよう、作成後に職員間で振り返りを行っている。	○	三職種からの意見を反映し修正したケアプランを再度回覧することで、職員間の振り返りの機会としている。		

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。						
	事業目標	関係機関や社会資源とのネットワークを構築し、支援を必要とする高齢者を早期発見・支援を開始し、多機関と協働のうえ、包括的に支援する。			コロナ禍でも訪問が可能な関係機関には、挨拶に出向き、気になる高齢者の情報が包括に入るよう働きかけている。また、目からウロコだよりを発行し、医療機関等の関係機関や連携先に設置することで、周知・ネットワーク構築を行っている。相談の一つ一つを関係機関と連携して対応することによって、ネットワークをさらに強固なものとし、相談しやすい、相談が入りやすいセンターとなっている。また、地域のサロン同士の連携の機会を作り、サロンや参加者の状況把握ができるような支援体制を構築する。		センター便りの設置先、町内会、地区社協、老人クラブなどに挨拶に出向き、センターの周知をするとともに、支援を必要とする高齢者を早期発見できる仕組みを整えている。担当地域内のサロン同士のつながりづくりや複数のサロン参加者の見守り支援ができるよう今年度交流会を実施予定としている。	
	数値目標	相談割合 計画 40 %	3(3)ウ		23.6 %	相談数 1896 / 高齢者数 8042		
	相談支援	①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	○	地図とファイルを活用し、社会資源等を見える化し、事業所内に掲示・保管し活用している。新しい情報が入り次第、内容の更新を行っている。	○	センター便り設置先に気になる高齢者がいた際の連絡を依頼し、便りに設置先一覧を記載している。また、便りの設置先を含めたマップを作成している。	
		②関係機関等から相談があった際、本人や家族の状況を確認し、相談のあった関係機関等に状況とその後の支援の役割を報告している。	3(3)イ	○	関係機関等から相談があった際は、緊急性や状況に応じ概ね当日、遅くとも翌日には連絡を入れ、必要性に応じて訪問し、状況確認を行っている。確認後、相談があった関係機関に報告するとともに今後の見守りについて依頼し、センターへの連絡の目安を伝えるようにし、継続的な支援体制の構築に努めている。	○	関係機関から相談があった際は、早急に対応し、相談者へ報告している。報告する際に具体的に支援の役割を伝え、センターへの連絡の目安を伝えている。	
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(3)	○	初回相談前後、及び随時ケースに関する職員間の情報共有・情報交換を行うことで、幅広い視点で提案を行うことにより、より適切な支援を行うことができている。	○	毎朝のミーティング時に前日の相談事例を共有し、適切な支援ができるよう検討している。相談時必要なサービスを提案できるよう社会資源を1冊のファイルにまとめている。	
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。						
	事業目標	権利擁護に関する情報発信と関係機関と連携を行うことによって、高齢者が尊厳を持って生活できる地域づくりに努める。			高齢者虐待通報を受理後、迅速に基幹型包括や地域福祉課と対応を協議し、実施する。関係機関には対応として求めることや注意すべき視点を具体的に伝えることで連携を強化した。		高齢者虐待対応において、迅速に対応できるよう協議し、関係機関と連携している。	
	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア		100 % ( 11 件 / 11 件 )		○	
	虐待対応・養護者支援	虐待対応の終結後も再発を未然に防止する取り組みを行っている。	3(4)ア	◎	虐待対応終結後に、センター内で振り返りを行い、今後の支援内容や注意点を具体化し、各関係機関と見守り依頼表にて共有することで再発防止する取り組みを行った。また、虐待防止に関するチラシを作成し、早期発見、再発防止に向け、居宅介護支援事業所等関係機関への啓発活動を行った。	◎	虐待対応終結後、見守り依頼表に見守りのポイントや連絡してほしい事項を記載し、関係機関に依頼しており再発を未然に防止し、再発時の早期発見ができる非常に効果的な取り組みとなっている。	
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	高齢者・障がい者権利擁護センターのリーフレットを訪問時携帯し、必要に応じて案内している。	○	成年後見制度等の活用が必要な高齢者がいた際は、高齢者・障がい者権利擁護センターの紹介を行っている。	
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	○	老人会や町内会などに出向いた際にリーフレット等を活用し、消費者被害について注意喚起したり、目からウロコだよりに掲載するなどし、周知を行っている。	○	詐欺被害等の情報を高齢者の集まりの場で伝えたり、センター便りに掲載することで、未然に防止する取組を行っている。	
		その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(4)		高齢者虐待対応終結後の再発防止策や見守る視点をまとめた見守り依頼表を作成した。虐待対応終結後に見守り依頼表を基にセンター内で振り返りの会議を行っている。見守り依頼表は、関係機関へ配布し、再発時にも迅速に包括へ連絡が入るよう働きかけを行った。	○	虐待の早期発見につながるよう啓発チラシを作成し、関係機関に配付している。気づきのポイントを具体例で示し、また通報後の対応の流れを掲載することで安心して通報ができるよう配慮した効果的な取り組みとなっている。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・継続的 ケアマネジメント 業務	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャーが多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	定期的な研修の開催や後方支援を行う事によって、ケアマネジャーの質の向上と支援・連携の体制構築を目指す。			ケアマネジャーからの相談に丁寧に対応し、同行訪問や関係機関との連絡調整、社会資源の情報提供を行うなどの支援を行った。		ケアマネジャーからの相談に応じ、関係機関と連携が図れるよう調整し、社会資源の情報提供、同行訪問する等支援している。
	包括的・継続的なケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	○	コロナの状況に応じて、3月に意見交換、事例検討ができるよう開催を予定している。	○	医療機関の相談員とケアマネジャーの意見交換ができるよう事例検討会を予定している。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修の開催や企画への参画を行っている。	3(5)イ	○	市内の主任介護支援専門員を中心にファシリテーター研修、管理者向け研修、地域包括ケア研修の開催を行った。(西部は、ファシリテーター研修の企画・講師として携わった)	○	主任ケアマネ研究会において、地域のケアマネジャーの資質向上を目的とした研修を企画し、実施した。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(5)		困難ケースは同行訪問や関係機関との連絡調整を行うなど、ケアマネジャーの後方支援を行った。関係者間で困難ケースの情報共有ができるようかすがいねっと連絡帳を活用し、情報発信、意見交換を行った。	○	個別事例でケアマネジャーが中心となり関係機関でかすがいねっと連絡帳を活用することで迅速な情報共有、意見交換が行えるよう支援している。
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う課題解決の取組を検討する。					
	事業目標	地域課題・地域住民のニーズを把握し、問題等の解決に向けた取組を住民自らが行えるよう地域福祉コーディネーターと協働する。			年間計画を作成し、事業所内のミーティングで月に2回進捗状況を確認している。会議開催前にケース選定、ニーズ把握、課題についてセンター内で検討し、企画書を作成している。また、企画書作成段階においても適宜地域住民、地域関係者と意見交換を行っている。課題解決や、それに向けた取組みについて、住民が主体的に取り組めるよう地域福祉コーディネーターと役割分担してサポートしている。		担当を決め、実行計画を作成し進捗状況を確認しながら地域ケア会議等を開催している。会議開催前に地域住民や関係機関と意見交換をしながら企画書を作成している。
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 2回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 2回 地域ケア会議開催回数 2回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 1回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 1個		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	○	会議開催時、資料やホワイトボードを活用することで検討事項や決定事項を共有し、報告書を作成し参加者や欠席者に配付し共有している。会議終了時のまとめで、次回までに取り組むことや次回の開催時期について明らかにし、参加者全員で共有している。	○	会議中に検討事項や決定事項をホワイトボードに記入し共有している。また、会議後まとめを作成し、配付している。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している	3(6)ウ	○	11月に開催を予定している。コロナ禍のため、人数制限を行い、住民活動に携わる地域関係者からは動画等で意見を表明していただけるよう工夫をする。また、協議会の中で他地域での取組を紹介し、新たな課題を見つけてもらい、参考になるような情報提供を行うことで、その地域に合った取組みづくりのきっかけとなるようアンケートも活用して意見聴取を行う。	○	取組発表ごとにアンケートを記入することで、地域課題や取組みについて参加者に考えてもらえるようにした。また、アンケート記入後意見交換の時間を設けることで、多くの意見を参加者から表明してもらうことができた。
その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(6)		①宮町・下屋敷町の三世代交流において、地域福祉コーディネーターを中心に学習支援団体と協働し、地域共生事業を活用することで、定期開催を行うこととなった。地域の駄菓子屋と高齢者サロンをつなぎ、お手紙の返信を子供たちとの交流の機会、高齢者の役割づくりとなるよう仕組みづくりを行った。 ②如稲サロンと協働し、サロン関係者と事前の打合せを重ね、ひとり歩き高齢者へ声をかける不安や地域住民に理解ある見守りをしてもらうため認知症やひとり歩きについて学ぶ機会が必要という課題の共通理解を深め、ひとり歩き高齢者声かけ模擬訓練を実施した。	○	昨年度から引き続き実施している取組みや今年度実施した取組みを地域協議会で発表し、他地区での地域課題の発見や取組み創設について参加者それぞれが検討するきっかけとなった。	

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

以下市が記入

特記事項

令和3年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名： 地域包括支援センター味美・知多

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
				具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している		○	実施要項、運営方針を各自に配布し、確認できるようにし、ファイルに保存していつでも閲覧できるようにしている。	○	年度当初に全職員で確認し、配付している。また、ファイルに保管することで常に確認できる体制となっている。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している	3(1)ア	○	毎月のミーティングで事業計画の進捗状況を確認し、職員全員に配布し自己点検ができるようにしている。	○	毎月のミーティング時に事業計画及び取組み状況確認表を基に進捗状況を確認している。また、全職員に事業計画等を配付し、常に自己点検できる体制となっている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している	3(1)イ	○	条例に規定する人員基準を遵守し、人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	○	条例に規定する人員基準及び人員配置評価基準を遵守している。
		地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している					
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている	3(1)ウ	○	民生委員協議会、区会及びサロンに年度始めや定期的な集まりに出向き包括のチラシや季刊誌、項目別に作成した地域のマップを配布し包括のPRや周知を行った。包括の入り口に包括のチラシ、季刊誌、マップを設置した。	○	地区民生委員・児童委員協議会、区会やサロンに訪問し、センターの周知をしている。また、センターの案内チラシを担当地域内の店舗等に設置し、地域住民に配布することでセンターの周知・啓発を行っている。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している	3(1)エ	○	ホームページやパンフレット等を活用し複数の事業所を提示している。対象者が自らの意思で決定できるよう支援をしている。	○	本人の希望や条件を確認した上でホームページ等を活用して本人が選択できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている	3(1)オ	○	個人情報取り扱いマニュアルを作成し、全職員に定期的に回覧し確認をしている。個人情報含む書類は施錠できる書庫に保管している。	○	個人情報取扱マニュアルを定期的に回覧することで全職員に意識付けを行い、管理・保管を適切に行っている。
苦情対応	支援センター内で報告手順を決めている	3(1)カ	○	苦情担当者を定め苦情対応マニュアルに沿って対応している。苦情があった場合は苦情相談受付票に記録し全職員に共有し、再発防止に努めている。	○	苦情対応マニュアルにより報告手順を定め、苦情を受けた際は報告書に内容・対応・再発防止策を記載し、全職員で共有することとしている。	
介護予防 ケアマネ 業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	三職種それぞれの専門的な知識により意見し、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。			ケアプラン原案を三職種で確認し、それぞれの専門的な知識により意見し自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施した。訪問時必要に応じ2人で訪問した。		ケアプラン原案を全職員で確認し、常に意見が確認できるよう電子データで保存している。医療依存度が高い事例や、支援困難だと思われる事例については保健師と社会福祉士の2人体制で対応している。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1.5 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 30 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 7 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 0.9 % ( 64 人 / 6973 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 9 件 ケアマネジメントC請求件数 5 件		
	介護予防ケアマネジメント	①全ての利用者の支援に対し三職種が確認した内容を記録している。	3(2)ア	○	センター内で作成したプランをNASで共有し、各職種から意見を出し、モニタリングや次回プラン立案時の参考としている。	○	新規ケースについて、エクセルで一覧表を作成し、全職員で意見を記載し共有している。電子化することで各自時間のあるタイミングで確認できる取組みとなっている。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している	3(2)イ		第1号介護予防支援 (ひかりの森 介護相談) [占有率17.2%] 介護予防支援 (ケア21春日井) [占有率 16.9%]		
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	○	毎月、書面で実績報告とともに、算定内訳表にて状況を確認している。利用者の状況変化に対しては、直接委託ケアマネと電話等で確認している。	○	実績報告時に書面でモニタリングの状況を確認し、利用状況に変化がある時は受託者に直接状況を確認している。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(2)		利用者支援を行う上で、各専門職の視点を知り、専門的な視点で支援を行えるように専門職カンファレンスに参加して、カンファレンス内で出た助言をミーティングで共有している。 サポテック等の要望に応じて出向き、介護予防講座を行っている。	◎	保健師が専門職カンファレンスに毎月出席し、翌朝のミーティングで助言内容を共有し、業務に生かしている。 ケアプラン等を電子データで保管し、エクセルファイルで一覧管理し、リンクを貼ることで即座に情報をセンター内で共有し、確認できる非常に効果的な取組みとなっている。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	ネットワーク構築に向けて地域の社会資源・関係機関に出向き、連携が取れる体制をつくる。		地域の社会資源に、「高齢者まもり隊」の依頼文と共にセンターのチラシを持参し店内に設置・貼付を依頼する、また支援が必要そうな高齢者の方にチラシを配布し、センター等に連絡もらう等周知を図った。また、担当地区内で見守りの体制を作った。		「高齢者まもり隊」の依頼文と共に、センターの案内を持参して配付や掲示を依頼している。一部地域で近隣店舗や関係者で心配な高齢者がいた際連携し、対応ができる見守りネットワークを作っている。	
	数値目標	相談割合 計画 25 %	3(3)ウ	17.8 %	相談数 1240 / 高齢者数 6973		
	相談支援	①構築したネットワークを「見える化」し、連携する者に提示できる。	3(3)ア	○	地域の社会資源をマップにし、介護・医療・生活・銀行・出会い・お寺神社と項目に分け、見守り可能な介護事業所・店舗・病院・薬局・金融機関・寺社に配布する。また老人会、区会、民生委員協議会に出向きマップを活用していただけるように周知する。担当地区内の店舗で連携を図り、見守りネットワークの体制を作った。	○	担当地区内の店舗等を訪問し、社会資源マップを作成し配付している。また、お寺・神社もマップに掲載し、高齢者宅への訪問時に配付することで散歩ルートの確認等ができ介護予防に生かしている。
		②関係機関等から相談があった際、本人や家族の状況を確認し、相談のあった関係機関等に状況とその後の支援の役割を報告している。	3(3)イ	○	民生委員やサロン、社会資源等関係機関から相談があった際に速やかに状況確認を行い対応後の報告し連携を図った。	○	関係機関からの相談について、一覧で管理し、対応後は速やかに報告している。また、介護サービス等につながない事例等は見守りや地域との顔つなぎ等を依頼している。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(3)		朝のミーティングで前日の相談を報告し情報共有を行う。新規の利用者に作成したマップを持参し使っている社会資源・使えそうな社会資源について確認する。地域の情報や課題のアセスメントを行う。	○	個別事例で作成したマップを用いて利用している店舗等を確認したり、センターが把握していない地域資源の情報収集している。
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	高齢者虐待の早期発見に努め、関係機関と連携して高齢者の安全確保並びに養護者支援を迅速かつ適切に行うとともに、継続的に再発防止に取り組む。		民生委員や地域の介護支援専門員が包括に相談しやすい関係性作りを努め、虐待対応終了後も包括からも定期的に状況の確認を行うなど再発防止に努めている。		地区民生委員・児童委員協議会への出席等で民生委員との連携を強化し、また、ケアマネジャーと情報共有を行うことで、高齢者虐待や消費者被害の早期発見ができる体制を整えている。	
	数値目標	高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応割合 計画 100 %	3(4)ア	100 % ( 13 件 / 13 件 )		○	
	虐待対応・養護者支援	虐待対応の終了後も再発を未然に防止する取り組みを行っている。	3(4)ア	○	虐待対応管理表を作成することで、終了後のフォローアップ(概ね3か月毎を目途とする)状況も見える化し、また月1回のミーティングにおいてもフォローアップ状況を確認している。	○	虐待対応管理表を作成し、各自で終了後も含めた対応内容を記載し、全職員で確認している。また、毎月のミーティング時に進捗状況を全職員で確認している。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	民協とケアマネ交流会で権利擁護センター職員を招いて勉強会を開催した。また、成年後見制度等の利用が必要だと思われるケースでは高齢者・障がい者擁護センターに相談し、状況に応じてカンファレンス等も行った。訪問時必要な高齢者にはパンフレットを渡した。	○	地区民生委員・児童委員協議会で高齢者・障がい者権利擁護センターが成年後見制度を説明する機会を設け、周知・啓発活動を支援した。今後も継続して交流会を開催することを検討している。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、消費者被害を未然に防止する取組を行っている	3(4)ウ	○	サロン、民協、区会等出席時に警察からの消費者被害予防啓発チラシを配布し、注意を呼び掛けている。初回訪問等もチラシを渡した。	○	啓発チラシを民生委員やサロン等で配付し、注意を呼び掛けることで消費者被害を未然に防止する取組を行っている。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(4)		適宜警察からの最新版の消費者被害予防啓発チラシを印刷し、新規訪問・定期訪問時に配布し注意を呼び掛けている。	○	警察からの最新情報を印刷し、持ち歩くことで、必要に応じて高齢者やその家族にいつでも消費者被害について情報提供できる体制を整えている。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・ 継続的 ケアマネ ジメント 業務	業務推進の指針	高齢者へ途切れのない援助を行うため、ケアマネジャーの行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内でケアマネジャーが多様な機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員と地域の連携体制を構築するとともに対応に苦慮する利用者の支援を一緒に考えていく。			介護支援専門員から困りごとを聞き取り必要に応じ同行訪問やカンファレンスを行った。民生委員やサービス事業者と連携を取り課題解決に向けて支援を行った。		担当地域内のケアマネジャーからの相談に応じ、必要に応じて同行訪問し支援している。
	包括的・継続的なケア体制の構築	多様な関係機関・関係者との意見交換の場等を設けている	3(5)ア	○	介護支援専門員が地域ケア会議に参加し地域の関係機関とつながりを持ち、連携支援ができる関係づくりをした。地域の介護支援専門員と民生委員と座談会や研修を開催した。	○	地区民生委員・児童委員協議会でケアマネジャーと高齢者・障がい者権利擁護センターとの勉強会を実施し、意見交換の場を設けた。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上を目的とした研修の開催や企画への参画を行っている。	3(5)イ	○	主任介護支援専門員研究会主催において、管理者向け研修会を開催した。また、地域の介護支援専門員に介護プランに地域の社会資源が反映できるように包括が作成した各項目別のマップを配布した。	○	主任ケアマネ研究会において、地域のケアマネジャーの資質向上を目的とした研修を企画し、実施した。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(5)		市内の介護支援専門員が解釈に迷う事や細かい運用の仕方がわからない事柄などについて、適切な方法を明らかにし、適切なマネジメントができるよう研修を企画し開催をした。また、管理者同士が情報交換、共有でき業務管理や人材育成に有効な情報を得る場をもつた。	○	要介護認定者をケアマネジャーにつなぐ際に、民生委員を紹介するよう努めており、ケアマネジャーと地域の関係機関をつなぎ、直接情報交換ができるよう支援している。
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体となって行う課題解決の取組を検討する。					
	事業目標	地域住民と地域課題を共有し、課題解決に向けて取り組んでいけるよう参加者同士の信頼関係を築いていく。			地域ケア会議を行う際には、前回の地域ケア個別会議、または地域ケア会議の振り返りを行い、今回の会議の目的、位置づけを説明し課題を共有した。また、会議の中では参加者同士がお互いに意見を発言しやすいような雰囲気を中心掛り、参加者同士のつながりを深めてきた。		会議の最初に前回までの会議での検討事項・決定事項の振り返りを行い、会議の目的を伝えることで、参加者が会議の目的を明確にできるよう取組んでいる。
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 1回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 0回 地域ケア会議開催回数 3回 地域協議会開催回数 1回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 1回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 1個		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している	3(6)ア 3(6)イ	○	会議後に報告書を作成し、後日会議参加者へ配布することにより、検討事項・決定事項・今後の開催予定を共有している。	○	会議後に検討事項及び決定事項をまとめ、書面で参加者に配付している。また、次の会議の最初に前回までの会議の内容を振り返る時間を設けている。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している	3(6)ウ	◎	中野町ラジオ体操の立上げに関わった地域住民の感想を伝えるために取材を行い、その動画を地域協議会で用いた。会議に出席できない地域住民からは、アンケートを実施し、広く多様な意見を集めた。	○	主体的に活動に取り組んでいる人が取組みの感想等述べることで、会議参加者が創設された取組を身近に感じてもらえるよう工夫したことで、多くの意見を聞くことができた。
	その他、特に重点的に取り組んだ事項		3(6)		会議がスムーズに実施できるよう、事前にアンケートを取り可能な限り参加者との事前打ち合わせを行った。また、コロナ禍で地域ケア会議が延期になった際、住民に意見を表明してもらえるよう様式を作成し配布した。	○	当日参加できない方の意見を動画で撮影し当日の資料に取り入れたり、事前にアンケートを実施する等会議に出席できない方の意見も取り入れて会議を運営している。

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取り組んだ事柄を具体的に記載する

以下市が記入

特記事項